

2021年3月16日

## いわて地域密着型サービス協会 令和3年度介護報酬改定／社会保障審議会介護給付費分科会等の議論

### 「介護保険改正と今後」 ～令和3年度介護報酬改定から考える“小規模多機能の役割”とは～

特定非営利活動法人

全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会

〒105-0013東京都港区浜松町1-19-9井口ビル3階

TEL03-6430-7916 FAX03-6430-7918

<http://www.shoukibo.net/>

E-mail [info@shoukibo.net](mailto:info@shoukibo.net)

※一部表記を「全国小規模多機能連絡会」と略してします

# 15年目を迎える小規模多機能型居宅介護

～小規模多機能型居宅介護として制度創設から現在まで求められているもの～

小規模多機能型居宅介護が創設されて15年目。これまで、自宅や地域で生活する高齢者等の支援を必要とする方（以下「利用者」という）の暮らしを第一に、その支援内容やサービス形態を**利用者の生活に合わせる利用者主体のサービスとして実践**してきた。

そもそも小規模多機能型居宅介護の創設は、新たな介護保険サービスの創設という側面よりもむしろ在宅の限界点を高めるための認知症高齢者を中心とした新たなケアの必要性から生み出された。日本の高齢者介護のあり方を**新たなステージへの導くためのケアのあり方**である。

そのため小規模多機能型居宅介護は、在宅サービスで初めての包括報酬や運営推進会議、サテライト事業、運営推進会議を活用したサービス評価など、次々と新たな仕組みを導入し、**より利用者や地域に身近なサービスとして進化**してきた。



今後はさらに利用者である地域の高齢者が、**生きがいや役割を持つことのできる生活を支える**ため、次なる多機能化する時期がきている。認知症であっても障害があっても持っている力を発揮するための多機能化である。ケアとマネジメントを兼ね備えた小規模多機能型居宅介護の強みを次なるステージへ展開するものである。

「共生社会」の実現に向け「高齢者」「子ども」「障害者」等も含め、年齢や障害の有無に関わらず、地域の住民がこれまで大切に積み重ねてきた価値観を尊重しつつ、一人ひとりが活躍でき支え合える「場」や地域に必要な「機能」を、ともに検討していく役割がある。

2035年には85歳以上の高齢者が1,000万人を超える時代を見据え、地域共生社会という目指すべき社会のイメージを実現していくためのひとつである地域包括ケアシステムの中核を担う小規模多機能型居宅介護も進化・深化を続ける必要がある。

# 在宅の限界点を高める

## “小規模多機能”はどこから出発して、どこへ向かうのか

- 大規模・集団処遇から、小規模・個別ケアへ  
－宅老所の誕生－（1980年代半ば～）

- 大規模施設から小規模ケアへの流れ  
－ユニットケア、逆デイサービス－（1999年～）

- 施設がもつさまざまな資源や機能を地域に分散  
－地域サテライトケア－（2002年～）

- 2015年の高齢者介護  
－高齢者介護研究会－（2003年）

### 地域密着型サービス・小規模多機能型居宅介護の創設（2006年）

- サテライトの導入（2012年）
- 複合型サービスの創設
- 運営推進会議を活用したサービス評価（2015年）
- 訪問体制強化加算の導入
- 総合マネジメント体制強化加算の導入
- 共生型サービスの導入（2018年）
- 社会保障国民会議（2008年）  
－60万人／日 改革のシナリオ－
- 社会保障・税一体改革（2012年）
- オレンジプラン（2012年）  
－小規模多機能を14万人分－
- 社会保障制度改革国民会議（2013年）
- 新レンジプラン（2015年）

地域拠点、活躍できる機会や場、  
複合的な課題を抱えた世帯支援

# 2015年の高齢者介護

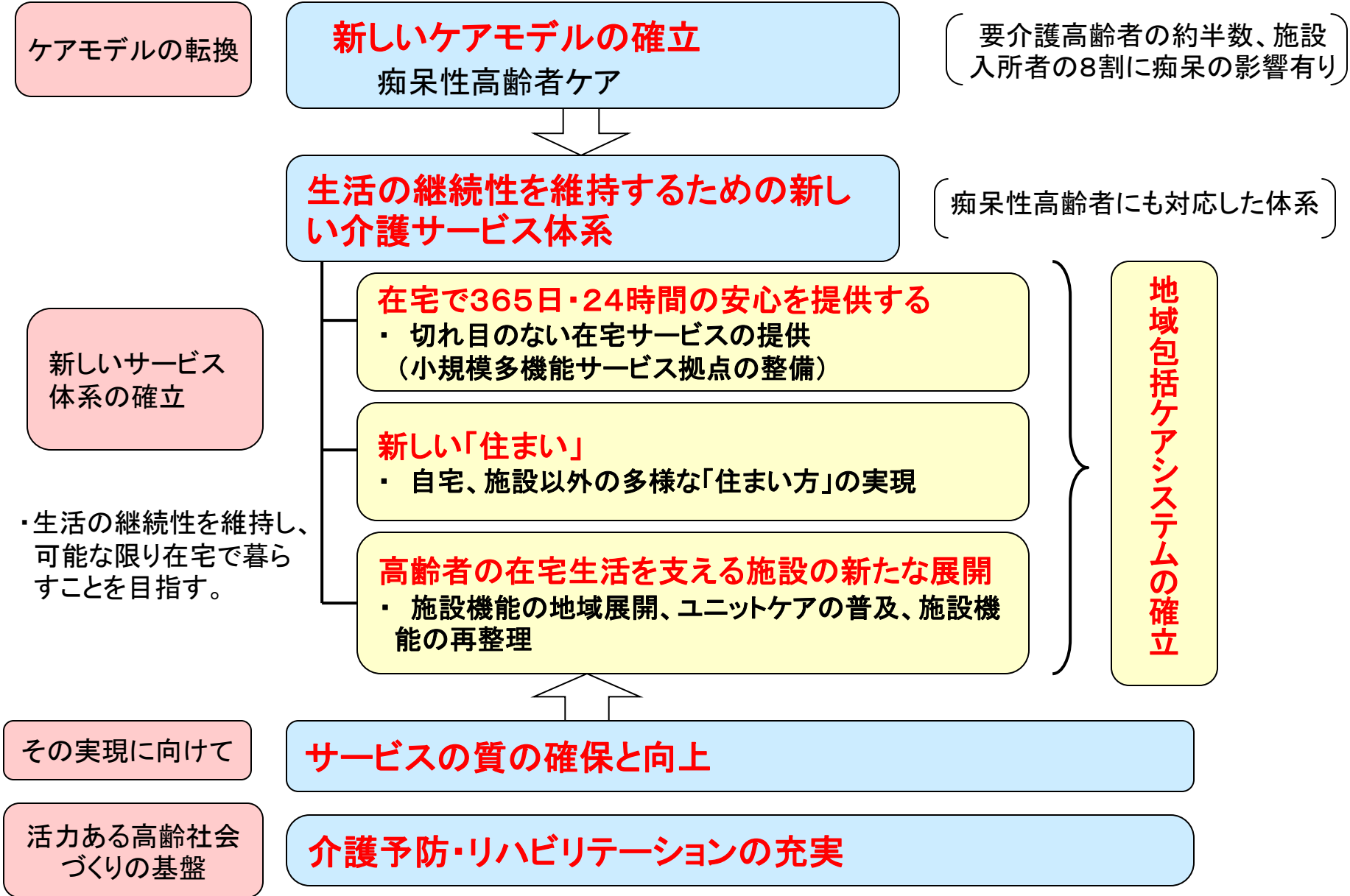
(厚生労働省老健局長の私的研究会／高齢者介護研究会／2003年)

## 生活の継続性を維持するための、地域での新しい介護サービス体系

(可能な限り在宅で暮らすことを目指す)

- 通常、私たちは自宅で生活をしている。自宅とは、私たち自身が主人公である世界である。自宅であれば、介護が必要になった時でも、人は、自分自身で立てたスケジュールに沿って日常生活を営むことができる。朝何時に起きるかは自分の自由であるし、食事を摂るか摂らないか、何を食べるかも自分自身で決めることができる。(手助けさえあれば)買い物に出かけることもできる。家族や友人たちとおしゃべりをし、夜更かしすることもできる。自宅の良さとは、介護が必要になった時でも、介護のために自分の生活や自由を犠牲にすることなく、自分らしい生活が続けることができる点にある。
- 日常生活における自由な自己決定の積み重ねこそが「尊厳ある生活」の基本であり、在宅での生活であれば当たり前のことである。
- だからこそ、多くの人は自宅での生活・在宅での介護を望むのである。
- しかし、介護が必要になった時、様々な事情から、**住み慣れた自宅を離れ、家族や友人たちとも別れて、遠く離れた施設へと移る高齢者も多い。**そのような人たちは、これまでの人生で培ってきた人間関係をいったん失い、新しい環境の中で再び築くことを強いられることになる。心身の弱った人がそうした努力を強いられることは大変な精神的負担を伴う。それでも、現在の在宅サービスだけでは生活を継続できない、あるいは介護を受けるには不便な住環境であるといった理由から、在宅での生活をあきらめて施設に入所していくのである。
- 私たちが目指すべき高齢者介護とは、介護が必要になっても、自宅に住み、地域の中で、家族や親しい人々と共に、不安のない生活を送りたいという高齢者の願いに応えること、施設への入所は最後の選択肢と考え、可能な限り住み慣れた環境の中でそれまでと変わらない生活を続け、最期までその人らしい人生を送ることができるようにすることである。**

# 高齢者の尊厳を支えるケアの確立





# 地域包括ケア研究会／過去7回の報告から振り返る小規模多機能型居宅介護

## H20報告書 【サービスの量の確保】（一部抜粋）P14

「小規模多機能型居宅介護は地域包括ケアを実現するための重要なサービスと捉えられているが、あまり普及していないとの指摘もある。小規模多機能型居宅介護の普及のために、具体的にどのような措置を講ずるべきか。

## H21報告書 【地域における支援】（一部抜粋）P22

○2025年の認知症を有する高齢者数は323万人（65歳人口比9.3%）との推計がなされている状況で、地域において、認知症を有する高齢者の数や認知症を有する高齢者の支援ニーズに関する実態把握をしているところは少ないのではないかと指摘がある。また、介護サービス基盤をはじめ在宅生活を支援するための体制が十分確保されていないのではないかと指摘がある。今後は、小規模多機能型居宅介護、認知症専門デイサービス及びグループホーム等の整備をさらに促進すべきではないか。

## H24報告書 2. 要介護者等向けのサービス（個別の介護保険給付）のあり方（一部抜粋）P26

○在宅での家族介護に対する支援を強化するという観点からも、平成24年度から導入された定期巡回・随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護は、在宅生活継続を実現する上で重要なサービスであり、今後も普及・拡大していく必要があるのではないだろうか。

## H25報告書 2. 支援のあり方（一部抜粋）P31

○現状の介護保険サービスから、このような仕組みを構築するためには、「住まい」での生活が継続できるよう、地域の「養生」のための支援や「居宅サービス」の機能強化が求められる。「居宅サービス」については、第二部で述べた「介護・医療・予防の一体的な提供」を実現するため、各種サービスを一体的に提供する定期巡回・随時対応訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、複合型サービスを、地域包括ケアシステムの中核的サービスとして普及させていく取組が期待される。

## ■総合的にケアを提供する中核的なサービス（一部抜粋）P33

○このため、小規模多機能型居宅介護については、

- 「通い」を中心としたサービス提供に加え、在宅での生活全般を支援していく観点から、「訪問」の機能を強化してはどうか。
- 登録される利用者だけでなく、地域住民に対する支援を積極的に行うことができるよう、従事者の兼務用件の緩和等を行ってはどうか。

## H27報告書 ■地方都市における単一事業者が高いシェアを占める状況について（一部抜粋）P25

○すでに大規模な社会福祉法人等が、地域の中で多様な介護サービス事業を展開し、包括的にサービス提供を行い、地域住民から強い信頼を得て利用者を確保している状況がみられる。特に、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護などは、単一事業所が一定の地域を担当する方が、運営が効率的であり、また地域に密着したサービス展開が可能になるため、望ましい結果につながるケースもあると考えられる。

## H28報告書 ■各サービスの強みを活かした一体的提供の実現が必要（一部抜粋）P24

○いうまでもなく小規模多機能型居宅介護や看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護といった地域密着型サービスは、こうした一体的な提供体制を支える中核的サービス形態として提示されている。そして、これらのサービスを提供する事業者の中には、生活支援サービスや通い、泊まりなど、介護保険内外のサービスや地域の支援の組み合わせにより、在宅生活を支えるより柔軟で、かつ強固な体制を構築しつつある。

## 【H30】 地域包括ケア研究会／2040年：多元的社会における地域包括ケアシステム ～「参加」と「協働」でつくる包摂的な社会～

### ■地域との親和性の高い小規模多機能型居宅介護（P17）

○小規模多機能型居宅介護の**最大の特徴の一つは、地域とのつながりの中で在宅生活を継続できること**であろう。広域型の介護保険施設の場合でも、職員は利用者の入所前の生活を知ることができるが、それはいわば「かつての在宅生活時の情報」であり、入所後はそれまでの地域とのつながりから切り離されるのが一般的である。

○小規模多機能型居宅介護では、利用者が元気だったころの近所との付き合いや生活リズム、あるいは居住空間も含め、**利用者はありのままの情報を、いわば「地域や在宅から引き連れてサービス事業者にやってくる」と表現してもよい**。つまり小規模多機能型居宅介護は、地域との継続性を保ちやすい特徴があるといえるだろう。

### ■小規模多機能型居宅介護を地域づくり拠点と考える

○小規模多機能型居宅介護が、専門職サービスと地域住民をつなぐ役割を果たせるのであれば、事業所がその地域の支援拠点として機能しているといえる。特に小規模多機能型居宅介護は、地域包括支援センターよりも小地域に計画的に整備されている場合もあり、**地域づくりの拠点として機能するのであれば、現在の地域包括支援センターには難しいより小地域の地域社会と連続性を持つこともできる**だろう。

○とりわけ人口減少が進む中で、行政職員確保も困難になっており、直接的なケアを提供する事業所が地域づくり機能を兼ね備えることも今後は想定していくべきであろう。**また、地域包括支援センターのブランドとして小規模多機能型居宅介護が機能すれば、事業所職員は、介護サービスだけでなく地域づくりや高齢者以外の地域課題に向き合う機会を得ることになり、人材育成の観点からも効果的なOJTが期待される**。特に、これからは生活全体を支えるケアが求められる時代となる中で、地域の様々な資源とのコミュニケーションを活かせる人材は、地域共生社会を支える人材として期待されるだろう。

## 【H30】 地域包括ケア研究会／2040年：多元的社会における地域包括ケアシステム ～「参加」と「協働」でつくる包摂的な社会～

### 3. 生活全体を支えるためのサービスと地域デザイン（P15）

○地域での生活を継続するためには、「生活全体を支える地域の仕組み」として介護や医療だけでなく、住まい、生活支援等が、社会保険制度に限定されず、様々な資源の組み合わせで一体的に提供される必要がある。これまで、介護保険制度では、そうした**一体的なケアを実現するための中核的・基盤的サービス**として「定期巡回・随時対応訪問介護看護」や「小規模多機能型居宅介護」「看護小規模多機能型居宅介護」を開発してきた（ここでは、これらを「包括報酬型」在宅サービスと呼ぶ）。

○2040年に向けては、これら「**包括報酬型**」在宅サービスの機能と役割をさらに拡充するとともに、これらのサービスを活用しながら、どのように利用者が地域とのつながりを継続させていくかといった視点が重要になる。

（1）「包括報酬型」在宅サービスで支える

■「包括報酬型」在宅サービスの更なる包括化（一部抜粋）

○サービス利用者の心身状態は、特に後期高齢者では変化を伴うものが一般的であり、事業者は常に一定の状態像の利用者だけを支えているわけではない。むしろ心身状態の変化に柔軟に対応しながら可能な限り人生の最終段階まで支えるのが一般的である。（中略）既存の定期巡回・随時対応訪問介護看護でも、小規模多機能型居宅介護でも、看護小規模多機能型居宅介護でも、「**柔軟な対応ができ、多様な心身状態に対応できるサービス群**」である点では、共通している。

○むしろ、心身状態が変化する利用者への包括的・一体的なケアの提供のため、同一地域でサービスを提供するのであれば、これらの「包括報酬型」在宅サービスメニュー間の垣根を取り払い、特定の事業者が多様なメニューを適宜使い分けながら地域を担当するといった方式も検討していくべきであろう。こうした柔軟なサービス提供の切り替えが可能になれば、事業者も職員配置の状況によってケア提供の方法を柔軟に変更することも可能になり、経営の安定に資するであろう。

■新たな複合型サービスの開発

○2012年以降、新たな複合型サービスは報酬設定上、規定されていないが、**今後、こうした組み合わせ提供が在宅生活を支える主力サービスになる**以上、事業者の実践から学び、検討を重ね、報酬化を進めて、**さらなる複合型サービスを開発していく必要がある**だろう。



## 令和3年介護報酬改定

“小規模多機能”からのメッセージと報酬改定からの“メッセージ”を考える

「安心して利用者を支えたい」

「なんでこんなに評価が低いんだろう...」

「このままでは、職員は増やせない」

「取り組んでいることを評価してほしい」

「自宅や地域で支える『訪問』をさらに評価してほしい」

「新型コロナウイルス感染症下においても優位性がある」

「地域共生社会の実現を」

「仕事を辞めなくても在宅介護ができる支援」

「制度・仕組みを理解してほしい」

「仕組みをシンプルにしてほしい」

要介護1、2の報酬の再考

在宅の包括報酬サービスの評価

介護離職ゼロを目指す支援

訪問体制強化加算

訪問回数が増えても報酬は変わらない。にもかかわらず利用者のために算定要件の2倍訪問している取組みを評価してほしい

総合マネジメント体制加算

利用者の自宅や地域での暮らしを守るための地域との調整や連携をさらに評価してほしい

介護支援専門員業務は共通の評価を

同じケアマネでも所属サービスで評価されるものとされないものがある

継続できていることへの評価を

感染症下でも、在宅でこれまでどおりサービス提供を継続していることを評価してほしい

今回の介護報酬改定のプロセスや結果から、どのようなメッセージを受け取ることができただろうか

# 介護給付費分科会ヒアリング事項と議論と結果

## 【1】経営の安定性確保が急務

### (1) 基本報酬の見直し

#### 対応案

- 小規模多機能型居宅介護の基本報酬については、
  - ・ 収支差率が3.1%、金額ベースでは15.7万円であり、また、40.9%の事業所が赤字であること
  - ・ 利用者の平均要介護度は2.2と高くないが、要介護1・2の利用者であっても、他の在宅介護サービス利用者と比較して「認知症高齢者の日常生活自立度」が高い傾向が見られるなど、地域において在宅生活継続の観点から重要な役割を果たしていると考えられることを踏まえ、要介護1・2の利用者について基本報酬の引き上げを検討してはどうか。
- その際、小規模多機能型居宅介護が、中重度になっても在宅生活の継続を可能とする役割を果たしていくことが期待されるサービスであることの重要性を勘案した上で、財政中立の観点も考慮する必要があるのではないかな。

見送り

## 【2】加算の見直し

### (1) 訪問体制強化加算のさらなる強化

#### 対応案

- 一人暮らしの高齢者が増加していく中、住み慣れた地域で暮らし続けることを可能とする訪問サービスをより一層積極的に促進していく観点から、
  - ・ 現行の加算をベースとして、1事業所1月当たりの延べ訪問回数が更に一定数以上の事業所を対象として、上乘せ評価を行ってはどうか。
  - ・ 一方で、訪問回数が一定数以下の事業所については報酬を適正化してはどうか。

見送り

### (2) 総合マネジメント体制強化加算の強化（地域での利用者の生活を支える地域づくり）

#### 対応案

- 事業所が主体となって、事業所内外の人を取り込んだ地域に貢献する活動の場を、定期的に提供していることを追加の要件とした上位区分を設けるとともに、財政中立を意識しつつ、上位区分への移行を促す観点から、現行の単位数の見直しを行うこととしてはどうか。

見送り

# 令和3年度介護報酬改定～改定の柱立てと改定率～

## 1. 改定の柱立て（5つ）

- （1）感染症や災害への対応力強化
- （2）地域包括ケアシステムの推進
- （3）自立支援・重度化防止の取組の推進
- （4）介護人材の確保・介護現場の革新
- （5）制度の安定性・持続可能性の確保

＊改定率：＋0.70％

※うち、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価  
0.05％（令和3年9月末までの間）

詳細は第199回社会保障審議会介護給付費分科会 資料

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_16033.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16033.html)

（厚生労働省ホームページ）

**参考資料1 令和3年度介護報酬改定における改定事項について**



# 令和3年度介護報酬改定の概要

新型コロナウイルス感染症や大規模災害が発生する中で「**感染症や災害への対応力強化**」を図るとともに、団塊の世代の全てが75歳以上となる2025年に向けて、2040年も見据えながら、「**地域包括ケアシステムの推進**」、「**自立支援・重度化防止の取組の推進**」、「**介護人材の確保・介護現場の革新**」、「**制度の安定性・持続可能性の確保**」を図る。

**改定率：+0.70%** ※うち、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価 0.05%（令和3年9月末までの間）

## 1. 感染症や災害への対応力強化

※各事項は主なもの

■感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制を構築

### ○日頃からの備えと業務継続に向けた取組の推進

・感染症対策の強化 ・業務継続に向けた取組の強化 ・災害への地域と連携した対応の強化 ・通所介護等の事業所規模別の報酬等に関する対応

## 2. 地域包括ケアシステムの推進

■住み慣れた地域において、利用者の尊厳を保持しつつ、必要なサービスが切れ目なく提供されるよう取組を推進

### ○認知症への対応力向上に向けた取組の推進

・認知症専門ケア加算の訪問サービスへの拡充 ・無資格者への認知症介護基礎研修受講義務づけ

### ○看取りへの対応の充実

・ガイドラインの取組推進 ・施設等における評価の充実

### ○医療と介護の連携の推進

・老健施設の医療ニーズへの対応強化 ・長期入院患者の介護医療院での受入れ推進

### ○在宅サービス、介護保険施設や高齢者住まいの機能・対応強化

・訪問看護や訪問入浴の充実 ・緊急時の宿泊対応の充実 ・個室ユニットの定員上限の明確化

### ○ケアマネジメントの質の向上と公正中立性の確保

・事務の効率化による削減制の緩和 ・医療機関との情報連携強化 ・介護予防支援の充実

### ○地域の特性に応じたサービスの確保

・過疎地域等への対応（地方分権提案）

## 4. 介護人材の確保・介護現場の革新

■喫緊・重要な課題として、介護人材の確保・介護現場の革新に対応

### ○介護職員の処遇改善や職場環境の改善に向けた取組の推進

・特定処遇改善加算の介護職員間の配分ルールの柔軟化による取得促進  
・職員の離職防止・定着に資する取組の推進  
・サービス提供体制強化加算における介護福祉士が多い職場の評価の充実  
・人員配置基準における自立支援への配慮 ・ハラスメント対策の強化

### ○テクノロジーの活用や人員基準・運営基準の緩和を通じた

業務効率化・業務負担軽減の推進

・見守り機器を導入した場合の夜間における人員配置の緩和  
・会議や多職種連携におけるICTの活用  
・特養の併設の場合の業務等の緩和 ・3ユニットの認知症GHの夜勤職員体制の緩和

### ○文書負担軽減や手続きの効率化による介護現場の業務負担軽減

の推進 ・署名・押印の見直し ・電磁的記録による保存等 ・運営規程の掲示の柔軟化

## 3. 自立支援・重度化防止の取組の推進

■制度の目的に沿って、質の評価やデータ活用を行いながら、科学的に効果が裏付けられた質の高いサービスの提供を推進

### ○リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組の連携・強化

・計画作成や多職種間会議でのリハ、口腔、栄養専門職の関与の明確化  
・リハビリテーションマネジメントの強化 ・退院退所直後のリハの充実  
・通所介護や特養等における外部のリハ専門職等との連携による介護の推進  
・通所介護における機能訓練や入浴介助の取組の強化  
・介護保険施設や通所介護等における口腔衛生の管理や栄養マネジメントの強化

### ○介護サービスの質の評価と科学的介護の取組の推進

・CHASE・VISIT情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進  
・ADL維持等加算の拡充

### ○寝たきり防止等、重度化防止の取組の推進

・施設での日中生活支援の評価 ・褥瘡マネジメント、併せつ支援の強化

## 5. 制度の安定性・持続可能性の確保

■必要なサービスは確保しつつ、適正化・重点化を図る

### ○評価の適正化・重点化

・区分支給限度基準額の計算方法の一部見直し ・訪問看護のリハの評価・提供回数等の見直し  
・長期間利用の介護予防リハの評価の見直し ・居宅療養管理指導の居住場所に応じた評価の見直し  
・介護療養型医療施設の基本報酬の見直し ・介護職員処遇改善加算（Ⅳ）（Ⅴ）の廃止  
・生活援助の訪問回数が多い利用者等のケアプランの検証

### ○報酬体系の簡素化

・月額報酬化（療養通所介護） ・加算の整理統合（リハ、口腔、栄養等）

## 6. その他の事項

・介護保険施設におけるリスクマネジメントの強化  
・高齢者虐待防止の推進 ・基準費用額（食費）の見直し

・基本報酬の見直し



# 介護報酬改定の改定率について

| 改定時期       | 改定にあたっての主な視点                                                                                                 | 改定率                                                                                                                       |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成15年度改定   | ○ 自立支援の観点に立った居宅介護支援(ケアマネジメント)の確立<br>○ 自立支援を指向する在宅サービスの評価 ○ 施設サービスの質の向上と適正化                                   | ▲2.3%                                                                                                                     |
| 平成17年10月改定 | ○ 居住費(滞在費)に関連する介護報酬の見直し ○ 食費に関連する介護報酬の見直し<br>○ 居住費(滞在費)及び食費に関連する運営基準等の見直し                                    |                                                                                                                           |
| 平成18年度改定   | ○ 中重度者への支援強化 ○ 介護予防、リハビリテーションの推進<br>○ 地域包括ケア、認知症ケアの確立 ○ サービスの質の向上<br>○ 医療と介護の機能分担・連携の明確化                     | ▲0.5%[▲2.4%]<br>※[ ]は平成17年10月改定分を含む。                                                                                      |
| 平成21年度改定   | ○ 介護従事者の人材確保・処遇改善 ○ 医療との連携や認知症ケアの充実<br>○ 効率的なサービスの提供や新たなサービスの検証                                              | 3.0%                                                                                                                      |
| 平成24年度改定   | ○ 在宅サービスの充実と施設の重点化 ○ 自立支援型サービスの強化と重点化<br>○ 医療と介護の連携・機能分担<br>○ 介護人材の確保とサービスの質の評価(交付金を報酬に組み込む)                 | 1.2%                                                                                                                      |
| 平成26年度改定   | ○ 消費税の引き上げ(8%)への対応<br>・基本単位数等の引上げ・区分支給限度基準額の引上げ                                                              | 0.63%                                                                                                                     |
| 平成27年度改定   | ○ 中重度の要介護者や認知症高齢者への対応の更なる強化<br>○ 介護人材確保対策の推進(1.2万円相当)<br>○ サービス評価の適正化と効率的なサービス提供体制の構築                        | ▲2.27%                                                                                                                    |
| 平成29年度改定   | ○ 介護人材の処遇改善(1万円相当)                                                                                           | 1.14%                                                                                                                     |
| 平成30年度改定   | ○ 地域包括ケアシステムの推進<br>○ 自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現<br>○ 多様な人材の確保と生産性の向上<br>○ 介護サービスの適正化・重点化を通じた制度の安定性・持続可能性の確保 | 0.54%                                                                                                                     |
| 令和元年10月改定  | ○ 介護人材の処遇改善<br>○ 消費税の引き上げ(10%)への対応<br>・基本単位数等の引上げ・区分支給限度基準額や補足給付に係る基準費用額の引上げ                                 | 2.13%<br>〔処遇改善 1.67% 消費税対応 0.39%〕<br>補足給付 0.06%                                                                           |
| 令和3年度改定    | ○ 感染症や災害への対応力強化 ○ 地域包括ケアシステムの推進<br>○ 自立支援・重度化防止の取組の推進 ○ 介護人材の確保・介護現場の革新<br>○ 制度の安定性・持続可能性の確保                 | 介護職員の人材確保・処遇改善にも配慮しつつ、物価動向による物件費への影響など介護事業者の経営を巡る状況等を踏まえ、<br>0.70%<br><br>※うち、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価 0.05%(令和3年9月末まで) |

## 令和2年度介護事業経営実態調査結果の概要

### ○ 調査の目的

各サービス施設・事業所の経営状況を把握し、次期介護保険制度の改正及び介護報酬の改定に必要な基礎資料を得る。

### ○ 調査時期

令和2年5月（令和元年度決算を調査）

### ○ 調査対象等

- 調査対象 全ての介護保険サービス
- 抽出方法 調査対象サービスごとに、層化無作為抽出法により1/1～1/20で抽出
- 調査客体数 調査客体数：31,773施設・事業所  
有効回答数：14,376施設・事業所（有効回答率：45.2%）
- 調査項目 サービス提供の状況、居室・設備等の状況、職員配置・給与、収入の状況、支出の状況 等

## 各介護サービスにおける収支差率

| サービスの種類                       | 令和元年度<br>概況調査  |                  |                  | サービスの種類                          | 令和2年度<br>実態調査    |                  |                  |
|-------------------------------|----------------|------------------|------------------|----------------------------------|------------------|------------------|------------------|
|                               | 平成30年度<br>決算   | 令和元年度<br>決算      | 対30年度<br>増減      |                                  | 平成30年度<br>決算     | 令和元年度<br>決算      | 対30年度<br>増減      |
| <b>施設サービス</b><br>( )内は税引後収支差率 |                |                  |                  | 福祉用具貸与                           | 4.2%<br>(3.4%)   | 4.7%<br>(3.5%)   | +0.5%<br>(+0.1%) |
| 介護老人福祉施設                      | 1.8%<br>(1.8%) | 1.6%<br>(1.6%)   | △0.2%<br>(△0.2%) | 在宅介護支援                           | △0.1%<br>(△0.4%) | △1.5%<br>(△1.9%) | △1.5%<br>(△1.5%) |
| 介護老人保健施設                      | 3.6%<br>(3.4%) | 2.4%<br>(2.2%)   | △1.2%<br>(△1.2%) | <b>地域密着型サービス</b><br>( )内は税引後収支差率 |                  |                  |                  |
| 介護療養型医療施設                     | 4.0%<br>(3.2%) | 2.8%<br>(2.2%)   | △1.2%<br>(△0.9%) | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護                 | 8.7%<br>(8.9%)   | 6.6%<br>(6.0%)   | △2.1%<br>(△2.5%) |
| 介護医療院                         | -              | ※5.2%<br>(※4.7%) | -                | 夜間対応型訪問介護                        | ※5.4%<br>(※5.3%) | ※2.5%<br>(※2.0%) | △2.9%<br>(△0.3%) |
| <b>居宅サービス</b><br>( )内は税引後収支差率 |                |                  |                  | 地域密着型通所介護                        | 2.6%<br>(2.3%)   | 1.8%<br>(1.5%)   | △0.8%<br>(△0.8%) |
| 訪問介護                          | 4.5%<br>(4.1%) | 2.6%<br>(2.2%)   | △1.9%<br>(△1.8%) | 認知症対応型通所介護                       | 7.4%<br>(7.2%)   | 5.6%<br>(5.4%)   | △1.8%<br>(△1.8%) |
| 訪問入浴介護                        | 2.6%<br>(1.2%) | 3.6%<br>(2.7%)   | +1.0%<br>(+1.5%) | 小規模多機能型居宅介護                      | 2.8%<br>(2.5%)   | 3.1%<br>(2.9%)   | +0.3%<br>(+0.4%) |
| 訪問看護                          | 4.2%<br>(4.0%) | 4.4%<br>(4.2%)   | +0.2%<br>(+0.2%) | 認知症対応型共同生活介護                     | 4.7%<br>(4.4%)   | 3.1%<br>(2.7%)   | △1.6%<br>(△1.7%) |
| 訪問リハビリテーション                   | 3.2%<br>(2.6%) | 2.4%<br>(1.9%)   | △0.8%<br>(△0.7%) | 地域密着型特定施設入居者生活介護                 | 1.5%<br>(1.2%)   | 1.0%<br>(0.6%)   | △0.5%<br>(△0.6%) |
| 通所介護                          | 3.3%<br>(2.6%) | 3.2%<br>(2.9%)   | △0.1%<br>(△0.1%) | 地域密着型介護老人福祉施設                    | 2.0%<br>(2.0%)   | 1.3%<br>(1.3%)   | △0.7%<br>(△0.7%) |
| 通所リハビリテーション                   | 3.1%<br>(2.6%) | 1.8%<br>(1.4%)   | △1.3%<br>(△1.2%) | 看護小規模多機能型居宅介護                    | 5.9%<br>(5.4%)   | 3.3%<br>(3.1%)   | △2.6%<br>(△2.5%) |
| 短期入所生活介護                      | 3.4%<br>(3.2%) | 2.5%<br>(2.2%)   | △0.9%<br>(△1.0%) | 全サービス平均<br>( )内は税引後収支差率          | 3.1%<br>(2.8%)   | 2.4%<br>(2.1%)   | △0.7%<br>(△0.7%) |
| 特定施設入居者生活介護                   | 2.6%<br>(1.2%) | 3.0%<br>(1.9%)   | +0.4%<br>(+0.6%) |                                  |                  |                  |                  |

収支差率 = (介護サービスの収益額 - 介護サービスの費用額) / 介護サービスの収益額

|             |                |                |                  |
|-------------|----------------|----------------|------------------|
| 小規模多機能型居宅介護 | 2.8%<br>(2.5%) | 3.1%<br>(2.9%) | +0.3%<br>(+0.4%) |
|-------------|----------------|----------------|------------------|

## 各介護サービスの収支差率及び給与費割合（過去の調査結果との比較）

|                          | 令和元年度概況調査            |                  |                      |                  | 令和2年度実態調査            |             |                  |             |
|--------------------------|----------------------|------------------|----------------------|------------------|----------------------|-------------|------------------|-------------|
|                          | 平成29年度決算             |                  | 平成30年度決算             |                  | 令和元年度決算              |             |                  |             |
|                          | 収支差率<br>( )内は<br>税引後 | 収入に対する<br>給与費の割合 | 収支差率<br>( )内は<br>税引後 | 収入に対する<br>給与費の割合 | 収支差率<br>( )内は<br>税引後 | 対30年度<br>増減 | 収入に対する<br>給与費の割合 | 対30年度<br>増減 |
| <b>施設サービス</b>            |                      |                  |                      |                  |                      |             |                  |             |
| 1 介護老人福祉施設               | 1.7%<br>(1.7%)       | 63.8%            | 1.8%<br>(1.8%)       | 63.6%            | 1.6%<br>(1.6%)       | △0.2%       | 63.6%            | 0.0%        |
| 2 介護老人保健施設               | 3.9%<br>(3.7%)       | 59.8%            | 3.6%<br>(3.4%)       | 60.5%            | 2.4%<br>(2.2%)       | △1.2%       | 61.7%            | +1.2%       |
| 3 介護療養型医療施設              | 5.0%<br>(4.0%)       | 59.0%            | 4.0%<br>(3.2%)       | 59.8%            | 2.8%<br>(2.3%)       | △1.2%       | 60.9%            | +1.1%       |
| 4 介護医療院                  | -                    | -                | -                    | -                | ※5.2%<br>(※4.7%)     | -           | 59.4%            | -           |
| <b>居宅サービス</b>            |                      |                  |                      |                  |                      |             |                  |             |
| 5 訪問介護                   | 6.0%<br>(5.6%)       | 76.4%            | 4.5%<br>(4.1%)       | 77.2%            | 2.6%<br>(2.2%)       | △1.9%       | 77.6%            | +0.4%       |
| 6 訪問入浴介護（介護予防を含む）        | 3.5%<br>(2.0%)       | 65.4%            | 2.6%<br>(1.2%)       | 65.7%            | 3.6%<br>(2.7%)       | +1.0%       | 66.0%            | +0.3%       |
| 7 訪問看護（介護予防を含む）          | 4.6%<br>(4.3%)       | 76.5%            | 4.2%<br>(4.0%)       | 76.5%            | 4.4%<br>(4.2%)       | +0.2%       | 78.0%            | +1.5%       |
| 8 訪問リハビリテーション（介護予防を含む）   | 4.6%<br>(4.0%)       | 69.6%            | 3.2%<br>(2.6%)       | 71.1%            | 2.4%<br>(1.9%)       | △0.8%       | 72.3%            | +1.2%       |
| 9 通所介護                   | 5.5%<br>(4.9%)       | 61.9%            | 3.3%<br>(2.8%)       | 63.3%            | 3.2%<br>(2.9%)       | △0.1%       | 63.8%            | +0.5%       |
| 10 通所リハビリテーション（介護予防を含む）  | 5.7%<br>(5.1%)       | 64.3%            | 3.1%<br>(2.6%)       | 66.2%            | 1.8%<br>(1.4%)       | △1.3%       | 66.7%            | +0.5%       |
| 11 介護老人福祉施設（介護予防を含む）     | 4.9%<br>(4.8%)       | 63.3%            | 3.4%<br>(3.3%)       | 64.1%            | 2.5%<br>(2.3%)       | △0.9%       | 63.7%            | △0.4%       |
| 12 特定施設入居者生活介護（介護予防を含む）  | 1.9%<br>(0.7%)       | 44.6%            | 2.6%<br>(1.3%)       | 44.6%            | 3.0%<br>(1.9%)       | +0.4%       | 44.9%            | +0.3%       |
| 13 地域密着型（介護予防を含む）        | 4.7%<br>(4.0%)       | 36.0%            | 4.2%<br>(3.4%)       | 36.5%            | 4.7%<br>(3.5%)       | +0.5%       | 33.9%            | △2.6%       |
| 14 居宅介護支援                | △0.2%<br>(△0.4%)     | 83.7%            | △0.1%<br>(△0.4%)     | 83.4%            | △1.6%<br>(△1.9%)     | △1.5%       | 83.6%            | +0.2%       |
| <b>地域密着型サービス</b>         |                      |                  |                      |                  |                      |             |                  |             |
| 15 定期巡回・随時対応型訪問介護看護      | 6.3%<br>(6.0%)       | 81.1%            | 8.7%<br>(8.5%)       | 79.1%            | 6.6%<br>(6.0%)       | △2.1%       | 78.8%            | △0.3%       |
| 16 夜間対応型訪問介護             | ※4.2%<br>(※4.2%)     | 76.3%            | ※5.4%<br>(※5.3%)     | 76.7%            | ※2.5%<br>(※2.0%)     | △2.9%       | 82.8%            | +6.1%       |
| 17 地域密着型通所介護             | 4.4%<br>(4.0%)       | 63.6%            | 2.6%<br>(2.3%)       | 64.5%            | 1.8%<br>(1.5%)       | △0.8%       | 64.2%            | △0.3%       |
| 18 認知症対応型通所介護（介護予防を含む）   | 6.0%<br>(5.8%)       | 66.4%            | 7.4%<br>(7.2%)       | 65.5%            | 5.6%<br>(5.4%)       | △1.8%       | 66.9%            | +1.4%       |
| 19 小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む）  | 3.4%<br>(3.0%)       | 67.7%            | 2.8%<br>(2.5%)       | 68.5%            | 3.1%<br>(2.9%)       | +0.3%       | 67.9%            | △0.6%       |
| 20 認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む） | 5.1%<br>(4.9%)       | 61.6%            | 4.7%<br>(4.4%)       | 61.8%            | 3.1%<br>(2.7%)       | △1.6%       | 64.2%            | +2.4%       |
| 21 地域密着型特定施設入居者生活介護      | 1.9%<br>(1.6%)       | 57.2%            | 1.5%<br>(1.2%)       | 58.4%            | 1.0%<br>(0.8%)       | △0.5%       | 59.3%            | +0.9%       |
| 22 地域密着型介護老人福祉施設         | 0.5%<br>(0.5%)       | 64.7%            | 2.0%<br>(2.0%)       | 63.6%            | 1.3%<br>(1.3%)       | △0.7%       | 64.7%            | +1.1%       |
| 23 看護小規模多機能型居宅介護         | 4.6%<br>(4.2%)       | 68.4%            | 5.9%<br>(5.6%)       | 67.7%            | 3.3%<br>(3.1%)       | △2.6%       | 68.9%            | +1.2%       |

注：収支差率に「※」のあるサービスについては、集計施設・事業所数が少なく、集計結果に個々のデータが大きく影響していると考えられるため、参考数値として公表している。

|                         |                |       |                |       |                |       |       |       |
|-------------------------|----------------|-------|----------------|-------|----------------|-------|-------|-------|
| 19 小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む） | 3.4%<br>(3.0%) | 67.7% | 2.8%<br>(2.5%) | 68.5% | 3.1%<br>(2.9%) | +0.3% | 67.9% | △0.6% |
|-------------------------|----------------|-------|----------------|-------|----------------|-------|-------|-------|



# 各介護サービスの状況（令和元年度決算）

|                       | 延べ利用者1人あたり収入<br>(1日あたり)     | 延べ利用者1人あたり支出<br>(1日あたり)     | 収入に対する<br>総費の割合 | 収支差率<br>( )内は税引後 |
|-----------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------|------------------|
| <b>施設サービス</b>         |                             |                             |                 |                  |
| 介護老人福祉施設              | 12,676 円                    | 12,476 円                    | 63.8%           | 1.6%             |
|                       |                             |                             |                 | (1.6%)           |
| 介護老人保健施設              | 13,916 円                    | 13,561 円                    | 61.7%           | 2.4%             |
|                       |                             |                             |                 | (2.2%)           |
| 介護療養型医療施設             | 16,538 円                    | 16,077 円                    | 60.9%           | 2.8%             |
|                       |                             |                             |                 | (2.3%)           |
| ※ 介護医療院               | 17,125 円                    | 16,239 円                    | 59.4%           | 5.2%             |
|                       |                             |                             |                 | (4.7%)           |
| <b>居宅サービス</b>         |                             |                             |                 |                  |
| 訪問介護                  | 3,625 円 <small>※1</small>   | 3,529 円 <small>※1</small>   | 77.8%           | 2.8%             |
|                       |                             |                             |                 | (2.7%)           |
| 訪問入浴介護（介護予防を含む）       | 13,105 円 <small>※1</small>  | 12,629 円 <small>※1</small>  | 66.6%           | 3.6%             |
|                       |                             |                             |                 | (2.7%)           |
| 訪問看護（介護予防を含む）         | 8,056 円 <small>※1</small>   | 7,700 円 <small>※1</small>   | 78.0%           | 4.4%             |
|                       |                             |                             |                 | (4.2%)           |
| 訪問リハビリテーション（介護予防を含む）  | 4,228 円 <small>※1</small>   | 4,128 円 <small>※1</small>   | 72.3%           | 2.4%             |
|                       |                             |                             |                 | (1.9%)           |
| 通所介護                  | 9,492 円                     | 9,157 円                     | 63.8%           | 3.2%             |
|                       |                             |                             |                 | (2.9%)           |
| 通所リハビリテーション（介護予防を含む）  | 10,555 円                    | 10,266 円                    | 66.7%           | 1.8%             |
|                       |                             |                             |                 | (1.4%)           |
| 短期入所生活介護（介護予防を含む）     | 12,811 円                    | 12,406 円                    | 63.7%           | 2.5%             |
|                       |                             |                             |                 | (2.3%)           |
| 特定施設入居者生活介護（介護予防を含む）  | 13,439 円                    | 13,009 円                    | 44.9%           | 3.0%             |
|                       |                             |                             |                 | (1.7%)           |
| 福祉用具貸与（介護予防を含む）       | 13,629 円 <small>※2</small>  | 12,968 円 <small>※2</small>  | 33.9%           | 4.7%             |
|                       |                             |                             |                 | (3.9%)           |
| 居宅介護支援                | 12,021 円 <small>※2</small>  | 12,211 円 <small>※2</small>  | 63.6%           | △1.6%            |
|                       |                             |                             |                 | (△1.9%)          |
| <b>地域密着型サービス</b>      |                             |                             |                 |                  |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護      | 5,208 円 <small>※1</small>   | 4,862 円 <small>※1</small>   | 78.8%           | 6.6%             |
|                       |                             |                             |                 | (6.0%)           |
| ※ 夜間対応型訪問介護           | 9,173 円 <small>※1</small>   | 8,940 円 <small>※1</small>   | 62.8%           | 2.5%             |
|                       |                             |                             |                 | (2.0%)           |
| 地域密着型通所介護             | 9,617 円                     | 9,441 円                     | 64.2%           | 1.8%             |
|                       |                             |                             |                 | (1.5%)           |
| 認知症対応型通所介護（介護予防を含む）   | 13,257 円                    | 12,508 円                    | 66.9%           | 5.6%             |
|                       |                             |                             |                 | (5.4%)           |
| 小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む）  | 238,640 円 <small>※2</small> | 231,136 円 <small>※2</small> | 67.9%           | 3.1%             |
|                       |                             |                             |                 | (2.9%)           |
| 認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む） | 13,360 円                    | 12,977 円                    | 64.2%           | 3.1%             |
|                       |                             |                             |                 | (2.7%)           |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護      | 12,298 円                    | 12,170 円                    | 59.3%           | 1.0%             |
|                       |                             |                             |                 | (0.6%)           |
| 地域密着型介護老人福祉施設         | 13,966 円                    | 13,778 円                    | 64.7%           | 1.3%             |
|                       |                             |                             |                 | (1.3%)           |
| 看護小規模多機能型居宅介護         | 306,980 円 <small>※2</small> | 296,624 円 <small>※2</small> | 66.9%           | 3.3%             |
|                       |                             |                             |                 | (3.1%)           |

※1：訪問1回あたり ※2：実利用者1人あたり（1ヶ月あたり）

注：サービス名に「※」のあるサービスについては、集計施設・事業所数が少なく、集計結果に個々のデータが大きく影響していると考えられるため、参考数値として公表している。

4

## ◆地域密着型サービスを抜き出し、基準を統一した場合

| 地域密着型サービス               | 実利用者の1人あたりの収入<br>(1日あたり) | 実利用者の1人あたりの支出<br>(1日あたり) |
|-------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 定期巡回・随時対応訪問介護看護         | 5,208                    | 4,862                    |
| 夜間対応型訪問介護<br>※1         | 9,173                    | 8,940                    |
| 地域密着型通所介護               | 9,617                    | 9,441                    |
| 認知症対応型通所介護<br>(介護予防含む)  | 13,257                   | 12,508                   |
| 小規模多機能型居宅介護<br>(介護予防含む) | 7,846                    | 7,599                    |
| 認知症対応型共同生活介護            | 13,395                   | 12,977                   |
| 地域密着型特定施設入所者介護 ※2       | 12,298                   | 12,170                   |
| 地域密着型介護老人福祉施設           | 13,966                   | 13,778                   |
| 看護小規模多機能型居宅介護           | 10,089                   | 9,752                    |

（統計では、「定期巡回」「小規模多機能」「看護小規模多機能」は月額表記だったため、他のサービスと合わせ日額に換算した）

※1 訪問1回あたり

※2 特定施設分以外を含む全体

第19表 小規模多機能型居宅介護(予防を含む) 1施設・事業所当たり収支額、収支等の科目

|                 |                   | 令和元年度概況調査   |             | 令和2年度実態調査   | 平成29年度実態調査  |
|-----------------|-------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
|                 |                   | 平成29年度決算    | 平成30年度決算    | 令和元年度決算     | 平成28年度決算    |
|                 |                   | 千円          | 千円          | 千円          | 千円          |
| I               | 介護事業収益            |             |             |             |             |
|                 | (1)介護料収入          | 4,083       | 4,148       | 4,289       | 3,922       |
|                 | (2)保険外の利用料        | 712         | 722         | 701         | 629         |
|                 | (3)補助金収入          | 11          | 11          | 6           | 9           |
|                 | (4)介護報酬査定減        | -1          | -0          | -1          | -1          |
| II              | 介護事業費用            |             |             |             |             |
|                 | (1)給与費            | 3,264 67.7% | 3,342 68.5% | 3,394 67.9% | 3,085 67.6% |
|                 | (2)減価償却費          | 202 4.2%    | 202 4.1%    | 217 4.3%    | 184 4.0%    |
|                 | (3)国庫補助金等特別積立金取崩額 | -29         | -29         | -29         | -29         |
|                 | (4)その他            | 1,108 23.0% | 1,120 22.9% | 1,139 22.8% | 995 21.8%   |
|                 | うち委託費             | 129 2.7%    | 127 2.6%    | 138 2.8%    | 109 2.4%    |
| III             | 介護事業外収益           |             |             |             |             |
|                 | (1)借入金補助金収入       | 3           | 2           | 3           | 7           |
| IV              | 介護事業外費用           |             |             |             |             |
|                 | (1)借入金利息          | 27          | 25          | 20          | 24          |
| V               | 特別損失              |             |             |             |             |
|                 | (1)本部費繰入          | 84          | 88          | 100         | 71          |
| 収入 ①=Ⅰ+Ⅲ        |                   | 4,808       | 4,853       | 4,998       | 4,565       |
| 支出 ②=Ⅱ+Ⅳ+Ⅴ      |                   | 4,645       | 4,746       | 4,841       | 4,331       |
| 差引 ③=①-②        |                   | 162 3.4%    | 137 2.8%    | 157 3.1%    | 234 5.1%    |
|                 | 法人税等              | 17 0.4%     | 16 0.3%     | 14 0.3%     | 12 0.3%     |
| 法人税等差引 ④=③-法人税等 |                   | 145 3.0%    | 121 2.5%    | 143 2.9%    | 222 4.9%    |
| 有効回答数           |                   | 228         | 228         | 1,144       | 1,051       |

※ 比率は収入に対する割合である。

※ 各項目の数値は、決算額を12で除した値を掲載している。

※ 各項目の数値は、それぞれ表章単位未満で四捨五入しているため、内訳の合計が総数に一致しない場合等がある。

|    |                         |     |     |     |     |
|----|-------------------------|-----|-----|-----|-----|
| 19 | a 設備資金借入金元金償還金支出        | 108 | 110 | 127 | 104 |
| 20 | b 長期運営資金借入金元金償還金支出      | 44  | 41  | 30  | 40  |
| 21 | 参考:(④+Ⅱ(2)+Ⅱ(3))- (a+b) | 156 | 143 | 174 | 234 |

|    |                   |             |             |             |
|----|-------------------|-------------|-------------|-------------|
| 22 | 実利用者数             | 20.6人       | 20.9人       | 20.1人       |
| 23 | 延べ利用者数            | 630.9人      | 683.7人      | 617.1人      |
| 24 | 常勤換算職員数(常勤率)      | 11.2人 74.2% | 10.3人 71.6% | 10.9人 73.6% |
| 25 | 看護・介護職員常勤換算数(常勤率) | 9.7人 73.1%  | 9.0人 71.1%  | 9.6人 72.9%  |
| 26 | 常勤換算1人当たり給与費      |             |             |             |
| 27 | 看護師               | 355,359円    | 362,799円    | 365,282円    |
| 28 | 准看護師              | 307,407円    | 315,171円    | 340,587円    |
| 29 | 介護福祉士             | 314,320円    | 328,328円    | 316,432円    |
| 30 | 介護職員              | 292,738円    | 305,387円    | 287,115円    |
| 31 | 看護師               | 333,353円    | 326,278円    | 334,828円    |
| 32 | 准看護師              | 301,888円    | 287,976円    | 300,359円    |
| 33 | 介護福祉士             | 272,232円    | 269,445円    | 265,414円    |
|    | 介護職員              | 249,420円    | 240,590円    | 240,256円    |

|    |                       |          |          |          |
|----|-----------------------|----------|----------|----------|
| 34 | 実利用者1人当たり収入           | 237,401円 | 238,640円 | 226,974円 |
| 35 | 実利用者1人当たり支出           | 230,748円 | 231,138円 | 215,343円 |
| 36 | 常勤換算職員1人当たり給与費        | 295,506円 | 299,917円 | 288,658円 |
| 37 | 看護・介護職員(常勤換算)1人当たり給与費 | 286,010円 | 291,703円 | 280,687円 |

|    |                        |      |      |      |
|----|------------------------|------|------|------|
| 38 | 常勤換算職員1人当たり利用者数        | 1.8人 | 2.0人 | 1.8人 |
| 39 | 看護・介護職員(常勤換算)1人当たり利用者数 | 2.1人 | 2.3人 | 2.1人 |

| 登録定員 | 該当数   | 割合     |
|------|-------|--------|
| 7名   | 0     | 0.0%   |
| 8名   | 1     | 0.1%   |
| 9名   | 3     | 0.2%   |
| 10名  | 1     | 0.1%   |
| 11名  | 1     | 0.1%   |
| 12名  | 12    | 0.6%   |
| 13名  | 1     | 0.1%   |
| 14名  | 3     | 0.2%   |
| 15名  | 11    | 0.6%   |
| 16名  | 1     | 0.1%   |
| 17名  | 17    | 0.9%   |
| 18名  | 85    | 4.3%   |
| 19名  | 1     | 0.1%   |
| 20名  | 17    | 0.9%   |
| 21名  | 4     | 0.2%   |
| 22名  | 12    | 0.6%   |
| 23名  | 2     | 0.1%   |
| 24名  | 151   | 7.7%   |
| 25名  | 616   | 31.4%  |
| 26名  | 11    | 0.6%   |
| 27名  | 0     | 0.0%   |
| 28名  | 22    | 1.1%   |
| 29名  | 990   | 50.5%  |
| 30名  | 0     | 0.0%   |
| 総計   | 1,962 | 100.0% |
| 平均   | 26.52 | —      |

R01実態調査

◆登録定員と実利用者数との差をどのように考えるか  
登録定員29名／50.5%  
実利用定員20.9人



# 令和3年度介護報酬改定～基本報酬①～

## 2. 基本報酬（小規模多機能型居宅介護）

◆同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合（1月あたり）

| 要介護度 | （現行）     | → | （改定後）    | （現行比）       | → | （改定率）   |
|------|----------|---|----------|-------------|---|---------|
| 要支援1 | 3,418単位  | → | 3,438単位  | （現行比＋20単位）  | → | 0.58％前後 |
| 要支援2 | 6,908単位  | → | 6,948単位  | （現行比＋40単位）  | → | 0.58％前後 |
| 要介護1 | 10,364単位 | → | 10,423単位 | （現行比＋59単位）  | → | 0.57％前後 |
| 要介護2 | 15,232単位 | → | 15,318単位 | （現行比＋86単位）  | → | 0.57％前後 |
| 要介護3 | 22,157単位 | → | 22,283単位 | （現行比＋126単位） | → | 0.57％前後 |
| 要介護4 | 24,454単位 | → | 24,593単位 | （現行比＋139単位） | → | 0.57％前後 |
| 要介護5 | 26,964単位 | → | 27,117単位 | （現行比＋153単位） | → | 0.57％前後 |

# 令和3年度介護報酬改定～基本報酬②～

## 2. 基本報酬（小規模多機能型居宅介護）

◆同一建物に居住する者に対して行う場合（1月あたり）

| 要介護度 | （現行）     | → | （改定後）    | （現行比）       | → | （改定率）   |
|------|----------|---|----------|-------------|---|---------|
| 要支援1 | 3,080単位  | → | 3,098単位  | （現行比＋18単位）  | → | 0.59％前後 |
| 要支援2 | 6,224単位  | → | 6,260単位  | （現行比＋36単位）  | → | 0.58％前後 |
| 要介護1 | 9,338単位  | → | 9,391単位  | （現行比＋53単位）  | → | 0.57％前後 |
| 要介護2 | 13,724単位 | → | 13,802単位 | （現行比＋78単位）  | → | 0.57％前後 |
| 要介護3 | 19,963単位 | → | 20,076単位 | （現行比＋113単位） | → | 0.57％前後 |
| 要介護4 | 22,033単位 | → | 22,158単位 | （現行比＋125単位） | → | 0.57％前後 |
| 要介護5 | 24,295単位 | → | 24,433単位 | （現行比＋138単位） | → | 0.57％前後 |

# 令和3年度介護報酬改定～基本報酬③～

## 2. 基本報酬（小規模多機能型居宅介護）

### ◆短期利用の場合（1日あたり）

| 要介護度  | （現行）  | → | （改定後） | （現行比）     |
|-------|-------|---|-------|-----------|
| 要支援 1 | 421単位 | → | 423単位 | （現行比＋2単位） |
| 要支援 2 | 526単位 | → | 529単位 | （現行比＋3単位） |
| 要介護 1 | 567単位 | → | 570単位 | （現行比＋3単位） |
| 要介護 2 | 634単位 | → | 638単位 | （現行比＋4単位） |
| 要介護 3 | 703単位 | → | 707単位 | （現行比＋4単位） |
| 要介護 4 | 770単位 | → | 774単位 | （現行比＋4単位） |
| 要介護 5 | 835単位 | → | 840単位 | （現行比＋5単位） |



# 令和3年度介護報酬改定～基本報酬以外の改定等～

○新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価

- ①認知症に係る取組の情報公表の推進★
- ②多機能系サービスにおける認知症行動・心理症状緊急対応加算の創設★
- ③認知症介護基礎研修の受講の義務付け★
- ④看取り期における本人の意思に沿ったケアの充実
- ⑤通所困難な利用者の入浴機会の確保★
- ⑥緊急時の宿泊ニーズへの対応の充実★
- ⑦離島や中山間地域等におけるサービスの充実★
- ⑧過疎地域等におけるサービス提供の確保★
- ⑨地域の特性に応じた小規模多機能型居宅介護の確保★
- ⑩特例居宅介護サービス費による地域の実情に応じたサービス提供の確保★
- ⑪リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組の一体的な推進★
- ⑫生活機能向上連携加算の見直し★
- ⑬通所系サービス等における口腔機能向上の取組の充実★
- ⑭処遇改善加算の職場環境等要件の見直し★
- ⑮介護職員等特定処遇改善加算の見直し★
- ⑯サービス提供体制強化加算の見直し★
- ⑰テクノロジーの活用によるサービスの質の確保や業務効率化の推進★
- ⑱管理者交代時の研修修了猶予措置★
- ⑲介護老人福祉施設等の人員配置基準の見直し★
- ⑳同一建物減算適用時の区分支給限度基準額の掲載方法の適正化★
- ㉑介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）の廃止★

※★：介護予防についても同様の措置を講ずる場合

# 令和3年度介護報酬改定

○新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価

## 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価

### 概要

- 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、全てのサービスについて、令和3年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乘せする。

# 令和3年度介護報酬改定

## ①認知症に係る取組の情報公表の推進★

### 2.(1)② 認知症に係る取組の情報公表の推進

#### 概要

【全サービス（介護サービス情報公表制度の対象とならない居宅療養管理指導を除く）★】

- 介護サービス事業者の認知症対応力の向上と利用者の介護サービスの選択に資する観点から、全ての介護サービス事業者（居宅療養管理指導を除く）を対象に、研修の受講状況等、認知症に係る事業者の取組状況について、介護サービス情報公表制度において公表することを求めることとする。【通知改正】
- 具体的には、通知「「介護サービス情報の公表」制度の施行について」（平18老振発0331007）別添1について以下の改正を行う。

#### 【現行】

別添1：基本情報調査票（下の表は、夜間対応型訪問介護の例）

事業所名：

事業所番号：

（枝番）

#### 基本情報調査票：夜間対応型訪問介護

（20XX年XX月XX日現在）

|      |       |       |
|------|-------|-------|
| 計画年度 | 年度    | 記入年月日 |
| 記入者名 | 所属・職名 |       |

#### 【見直し】

認知症介護指導者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護実践者研修、その他の研修の欄を設け、受講人数を入力させる

#### 3. 事業所において介護サービスに従事する従業者に関する事項

従業者の教育訓練のための制度、研修その他の従業者の資質向上に向けた取組の実施状況

事業所で実施している従業者の資質向上に向けた研修等の実施状況

（その内容）

実践的な職業能力の評価・認定制度である介護プロフェッショナルキャリア段位制度の取組

|               |      |      |      |      |  |
|---------------|------|------|------|------|--|
| アセッサー(評価者)の人数 |      | 人    |      |      |  |
| 段位取得者の人数      | レベル① | レベル② | レベル③ | レベル④ |  |
|               | 人    | 人    | 人    | 人    |  |

外部評価（介護プロフェッショナルキャリア段位制度）の実施状況

[ ] 0. なし・ 1. あり

# 令和3年度介護報酬改定

## ②多機能系サービスにおける認知症行動・心理症状緊急対応加算の創設★

### 2.(1)③ 多機能系サービスにおける 認知症行動・心理症状緊急対応加算の創設

#### 概要

【小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護】

- 在宅の認知症高齢者の緊急時の宿泊ニーズに対応できる環境づくりを一層推進する観点から、多機能系サービスについて、施設系サービス等と同様に、認知症行動・心理症状緊急対応加算を新たに創設する。【告示改正】

#### 単位数

|            |   |                                        |
|------------|---|----------------------------------------|
| <現行><br>なし | ⇒ | <改定後><br>認知症行動・心理症状緊急対応加算 200単位/日 (新設) |
|------------|---|----------------------------------------|

#### 算定要件等

- 医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に短期利用居宅介護を利用することが適当であると判断した者に対し、サービスを行った場合。利用を開始した日から起算して7日間を限度として算定。(※既往要件と同)



# 令和3年度介護報酬改定

## ③認知症介護基礎研修の受講の義務付け★

### 2.(1)④ 認知症介護基礎研修の受講の義務づけ

#### 概要

【全サービス（無資格者がいない訪問系サービス（訪問入浴介護を除く）、福祉用具貸与、居宅介護支援を除く）★】

- 認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることが義務づけられる。【省令改正】

その際、3年の経過措置期間を設けることとともに、新入職員の受講についても1年の猶予期間を設けることとする。

R3.1.13諮問・答申済

(参考)介護従事者等の認知症対応力向上の促進

#### 【認知症介護指導者養成研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護実践者研修】

##### 研修の目的

・認知症介護実践研修の企画立案、介護の質の改善について指導できる者を養成

・事業所内のケアチームにおけるリーダーを養成

・認知症介護の理念、知識及び技術を修得

指導者  
研修

実践リーダー  
研修

実践者研修

ステップアップ  
認知症介護実践研修

##### 受講要件

・社会福祉士、介護福祉士等の資格を有する者又はこれに準ずる者  
・認知症介護実践者研修を修了した者又はそれと同等の能力を有すると都道府県等が認めた者  
・地域ケアを推進する役割を担うことが見込まれている者  
等のいずれの要件も満たす者

・概ね5年以上の実務経験があり、チームのリーダーになることが予定され、実践者研修を修了して1年以上経過した者

・原則、身体介護に関する知識、技術を修得しており、概ね実務経験2年程度の者

#### 【認知症介護基礎研修】

新任の介護職員等が認知症介護に最低限必要な知識、技能を修得

##### 【目標】

介護に携わる全ての職員の受講

# 令和3年度介護報酬改定

## ④看取り期における本人の意思に沿ったケアの充実

### 2.(2)① 看取り期における本人の意思を尊重したケアの充実

#### 概要

【短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、居宅介護支援、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院】

- 看取り期における本人・家族との十分な話し合いや他の関係者との連携を一層充実させる観点から、訪問看護等のターミナルケア加算における対応と同様に、基本報酬（介護医療院、介護療養型医療施設、短期入所療養介護（介護老人保健施設によるものを除く））や看取りに係る加算の算定要件において、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行うことを求める。【告示改正、通知改正】
- 施設系サービスについて、サービス提供にあたり、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針決定に対する支援に努めることを求める。【通知改正】

#### 算定要件等

- ターミナルケアに係る要件として、以下の内容等を通知等に記載する。
  - ・ 「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行うこと。
- 施設サービス計画の要件として、以下の内容等を運営基準の通知に記載する。
  - ・ 施設サービス計画の作成にあたり、本人の意思を尊重した医療・ケアの方針決定に対する支援に努めること。

# 令和3年度介護報酬改定

## ⑤通所困難な利用者の入浴機会の確保★

### 2.(2)⑧ 通所困難な利用者の入浴機会の確保

#### 概要

【小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護】

- 看取り期等で多機能系サービスへの通いが困難となった状態が不安定な利用者に入浴の機会を確保する観点から、多機能系サービスの提供にあたって、併算定できない訪問入浴介護のサービスを、多機能系サービス事業者の負担の下で提供することが可能であることを明確化する。【通知改正】

#### 基準

##### <現行>

利用者の負担によって（看護）小規模多機能型居宅介護の一部を付添者等に行わせることがあってはならない。



##### <改定後>

利用者の負担によって（看護）小規模多機能型居宅介護の一部を付添者等に行わせることがあってはならない。  
ただし、（看護）小規模多機能型居宅介護事業者の負担により、訪問入浴介護等のサービスの利用に供することは差し支えない。（追加）

| ※追加は下線部                                                                                      | （看護）小規模多機能型居宅介護                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | （参考）認知症グループホーム                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|----------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準<br>（平成18年3月14日厚生労働省令第34号）                                     | （介護等）<br>第78条<br>2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、利用者の居宅又は当該サービスの拠点における小規模多機能型居宅介護従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。<br>（準用）<br>第182条（略）第78条、（中略）の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。（以下、略）                                                                                                                             | （介護等）<br>第99条<br>2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該共同生活住居における介護従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。                                                                                                                                                                                       |
| 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について<br>（平成18年3月31日老計発第0331004号、老振発第0331004号、老老発第0331017号） | 第3 地域密着型サービス<br>四 小規模多機能型居宅介護<br>4 運営に関する基準<br>（9）介護等<br>② 同条第2項は、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護のサービスを事業所の従業者に行わせなければならないことを定めたものであり、例えば、利用者の負担によって指定小規模多機能型居宅介護の一部を付添者等に行わせることがあってはならない。 <u>ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業者の負担により、訪問入浴介護等のサービスの利用に供することは差し支えない。</u><br>八 看護小規模多機能型居宅介護<br>4 運営に関する基準<br>（6）準用（基準第182条）（略） | 第3 地域密着型サービス<br>五 認知症対応型共同生活介護<br>4 運営に関する基準<br>（6）介護等<br>② 同条第2項は、指定認知症対応型共同生活介護事業所で提供されるサービスは施設サービスに準じ、当該共同生活住居において完結する内容であることを踏まえ、当該事業所の従業者でないいわゆる付添者による介護や、居宅療養管理指導を除く他の居宅サービスを、入居者にその負担によって利用させることができないこととしたものである。 <u>ただし、指定認知症対応型共同生活介護事業者の負担により、通所介護等のサービスの利用に供することは差し支えない。</u> |



# 令和3年度介護報酬改定

## ⑥緊急時の宿泊ニーズへの対応の充実★

### 2.(4)⑤ 緊急時の宿泊ニーズへの対応の充実③

| 概要                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護】                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| ○ 在宅高齢者の緊急時の宿泊ニーズに対応できる環境づくりを一層推進する観点から、（看護）小規模多機能型居宅介護において、事業所の登録定員に空きがあること等を要件とする登録者以外の短期利用（短期利用居宅介護費）について、登録者のサービス提供に支障がないことを前提に、宿泊室に空きがある場合には算定可能とする。【告示改正】 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 単位数・算定要件等                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| (介護予防) 小規模多機能型居宅介護の短期利用居宅介護費                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 単位数                                                                                                                                                             | 要支援1 423単位/日    要支援2 529単位/日    要介護1 570単位/日<br>要介護2 638単位/日    要介護3 707単位/日    要介護4 774単位/日    要介護5 840単位/日<br>※今回改定後の単位数                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 要件                                                                                                                                                              | ①利用者の状態や利用者家族等の事情により、居宅介護支援事業所の介護支援専門員（介護予防支援事業所の担当職員）が緊急に必要と認めた場合であって、（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が、登録者のサービス提供に支障がないと認めた場合であること。<br>②人員基準違反でないこと。<br>③あらかじめ利用期間を定めること。<br>④登録者の数が登録定員未満であること。 ⇒ 削除<br>⑤サービス提供が過少である場合の減算を算定していないこと。                                                                                                                                                                                                                                           |
| 宿泊室                                                                                                                                                             | 個室（7.43㎡/人以上）又は個室以外（おおむね7.43㎡/人でパーティションや家具などによりプライバシーが確保されたしつらえ）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 日数                                                                                                                                                              | 7日以内（利用者家族の疾病等やむを得ない事情がある場合には14日以内）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 利用人数                                                                                                                                                            | $\text{宿泊室の数} \times (\text{事業所の登録定員} - \text{登録者数}) \div \text{事業所の登録定員} = \text{短期利用可能な宿泊室数（小数点第1位以下四捨五入）}$ ※1 必ず定員以内となる。<br>※2 例えば、宿泊室数が9室、登録定員が25人、登録者の数が20人の場合、 $9 \times (25 - 20) \div 25 = 1.8$ となり、短期利用の登録者に対して活用できる宿泊室数は2室となる。<br>この計算式からは、例えば宿泊室数が9室、登録定員が25人の事業所において短期利用居宅介護費を算出するには、少なくとも登録者の数が23人以下である場合のみ算定可能である。<br>※3 計算を行うに当たって、当該事業所の登録者の数は、短期利用を認める当該日の登録者の数を使用する。<br><改定後> 宿泊室を活用する場合については、登録者の宿泊サービスの利用者と登録者以外の短期利用者の合計が、宿泊定員の範囲内で、空いている宿泊室を利用するものであること。 |



# 令和3年度介護報酬改定

## ⑦離島や中山間地域等におけるサービスの充実★

### 2.(7)① 離島や中山間地域等におけるサービスの充実

#### 概要

【夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護★、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護】

○ 離島や中山間地域等の要介護者に対する介護サービスの提供を促進する観点から、以下の見直しを行う。他のサービスと同様、これらの加算については、区分支給限度基準額の算定に含めないこととする。【告示改正】

ア 夜間対応型訪問介護について、移動のコストを適切に評価する観点からも、他の訪問系サービスと同様に、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算の対象とする。

イ (介護予防)認知症対応型通所介護について、他の通所系サービスと同様に、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算の対象とする。

ウ (介護予防)小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護について、「訪問」も提供することを踏まえ、移動のコストを適切に評価する観点からも、訪問系サービスと同様に、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算の対象とする。

※アとイは併算定できず、ア又はイとウの併算定は可能

#### 単位数・算定要件等

★：介護予防

|                            | 算定要件                                                      | 単位数                         | 新設するサービス                                   |
|----------------------------|-----------------------------------------------------------|-----------------------------|--------------------------------------------|
| 特別地域加算                     | 別に厚生労働大臣が定める地域（※1）に所在する事業所が、サービス提供を行った場合                  | 所定単位数に<br>15/100<br>を乗じた単位数 | 夜間対応型訪問介護<br>小規模多機能型居宅介護★<br>看護小規模多機能型居宅介護 |
| 中山間地域等における<br>小規模事業所加算     | 別に厚生労働大臣が定める地域（※2）に所在する事業所が、サービス提供を行った場合                  | 所定単位数に<br>10/100<br>を乗じた単位数 | 夜間対応型訪問介護<br>小規模多機能型居宅介護★<br>看護小規模多機能型居宅介護 |
| 中山間地域等に居住する<br>者へのサービス提供加算 | 別に厚生労働大臣が定める地域（※3）に居住する利用者に対し、通常の事業の実施地域を越えて、サービス提供を行った場合 | 所定単位数に<br>5/100<br>を乗じた単位数  | 夜間対応型訪問介護<br>認知症対応型通所介護★                   |

※1：①離島振興対策実施地域、②奄美群島、③振興山村、④小笠原諸島、⑤沖縄の離島、⑥豪雪地帯、特別豪雪地帯、辺地、過疎地域等であって、人口密度が希薄、交通が不便等の理由によりサービスの確保が著しく困難な地域

※2：①豪雪地帯及び特別豪雪地帯、②辺地、③半島振興対策実施地域、④特定農山村、⑤過疎地域

※3：①離島振興対策実施地域、②奄美群島、③豪雪地帯及び特別豪雪地帯、④辺地、⑤振興山村、⑥小笠原諸島、⑦半島振興対策実施地域、⑧特定農山村地域、⑨過疎地域、⑩沖縄の離島

# 令和3年度介護報酬改定

## ⑧過疎地域等におけるサービス提供の確保★

### 2.(7)③ 過疎地域等におけるサービス提供の確保

#### 概要

【小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護】

- 「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和元年12月23日閣議決定）を踏まえ、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護について、過疎地域等におけるサービス提供を確保する観点から、過疎地域等において、地域の实情により事業所の効率的運営に必要であると市町村が認めた場合に、人員・設備基準を満たすことを条件として、登録定員を超過した場合の報酬減算を一定の期間行わないこととする。【省令改正、告示改正】

一部R3.1.13諮問・答申済

#### 基準・報酬

##### <現行>

##### 【基準】

登録定員及び利用定員を超えてサービス提供はできない。

##### <改定後>

##### 【基準】

登録定員及び利用定員を超えてサービス提供はできない。  
ただし、過疎地域その他これに類する地域において、地域の实情により効率的運営に必要であると市町村が認めた場合は（※1）、一定の期間（※2）に限り、登録定員及び利用定員を超えてサービス提供ができる。（追加）

##### 【報酬】

登録者数が登録定員を超える場合、翌月から、定員超過が解消される月まで、利用者全員30%/月を減算する。

##### 【報酬】

上記ただし書きの場合、市町村が認めた時から、一定の期間（※2）に限り、減算しない。（追加）

#### 算定要件等

（※1）人員・設備基準を満たすこと。

（※2）市町村が登録定員の超過を認めた時から介護保険事業計画期間終了までの最大3年間を基本とする。ただし、介護保険事業計画の見直しごとに、市町村が将来のサービス需要の見込みを踏まえて改めて検討し、代替サービスを新規整備するよりも既存の事業所を活用した方が効率的であると認めた場合に限り、次の介護保険事業計画期間の終期まで延長を可能とする。



# 令和3年度介護報酬改定

## ⑨地域の特性に応じた小規模多機能型居宅介護の確保★

### 2.(7)④ 地域の特性に応じた小規模多機能型居宅介護の確保

#### 概要

#### 【小規模多機能型居宅介護★】

- 令和2年の地方分権改革に関する提案募集における提案を踏まえ、小規模多機能型居宅介護について、地域の特性に応じたサービスの整備・提供を促進する観点から、看護小規模多機能型居宅介護等と同様に、厚生労働省令で定める登録定員及び利用定員の基準を、市町村が条例で定める上での「従うべき基準」（必ず適合しなければならない基準であり、全国一律）から「標準基準」（通常よるべき基準であり、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容されるもの）に見直す。【法律改正、省令改正】

#### 基準

##### <現行>

登録定員、利用定員が「従うべき基準」となっている。

##### <改定後>

登録定員及び利用定員について、  
「従うべき基準」から「**標準基準**」に見直す。

##### 【登録定員等】

|          | 本体事業所          |
|----------|----------------|
| 登録定員     | 29人まで          |
| 通いの利用定員  | 登録定員の1/2～18人まで |
| 泊まりの利用定員 | 通い定員の1/3～9人まで  |

##### ※ 基準の考え方

- ・従うべき基準  
→ 条例の内容は全国一律
- ・標準基準  
→ 条例の内容は地方自治体に「合理的なもの」である旨の説明責任あり
- ・参酌すべき基準  
→ 基本的には地方自治体の判断で設定可能



| 指定基準等 | 具体的な項目（例）                                                                                               | 条例委任する場合の基準                                              | 改正後                                                    |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|
| 定員    | ・利用することができる人数の上限<br>※（介護予防）小規模多機能型居宅介護の場合<br>登録定員：利用者登録することができる人数の上限<br>利用定員：通い・宿泊サービスごとの1日当たりの利用者の数の上限 | 標準基準（看多機を含む）<br>※ ただし、（介護予防）小規模多機能型居宅介護等は、 <b>従うべき基準</b> | 標準基準（看多機を含む）<br>※ （介護予防）小規模多機能型居宅介護も、 <b>標準基準</b> とする。 |

※必要な法律上の措置を講じた上で、運営基準について所要の改正を行うもの 63

# 令和3年度介護報酬改定

## ⑩特例居宅介護サービス費による地域の実情に応じたサービス提供の確保★

### 2.(7)⑤ 特例居宅介護サービス費による 地域の実情に応じたサービス提供の確保

#### 概要

【訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護★、訪問看護★、訪問リハビリテーション★、居宅療養管理指導★、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、福祉用具貸与★、居宅介護支援、介護予防支援】

- 中山間地域等において、地域の実情に応じた柔軟なサービス提供をより可能とする観点から、令和2年の地方分権改革に関する提案募集における提案も踏まえ、特例居宅介護サービス費等の対象地域と特別地域加算の対象地域について、自治体からの申請を踏まえて、それぞれについて分けて指定を行う。【告示改正】

#### ○サービス確保が困難な離島等の特例

指定サービスや基準該当サービスの確保が著しく困難な離島等の地域で、市町村が必要と認める場合には、これらのサービス以外の居宅サービス・介護予防サービスに相当するサービスを保険給付の対象とすることができる。

【対象地域】①離島振興対策実施地域 ②奄美群島 ③振興山村 ④小笠原諸島 ⑤沖縄の離島 ⑥豪雪地帯、特別豪雪地帯、辺地、過疎地域等であって、人口密度が希薄、交通が不便等の理由によりサービスの確保が著しく困難な地域

#### ○中山間地域等に対する報酬における評価

訪問系・多機能系・通所系サービスについて、中山間地域等に事業所が所在する場合や居住している利用者に対してサービス提供をした場合、介護報酬における加算で評価

|                          | 単位数    | 要件                                                                                                                                                     |
|--------------------------|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 特別地域加算                 | 15/100 | 厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所がサービス提供を行った場合に算定。<br>【対象地域】①離島振興対策実施地域 ②奄美群島 ③振興山村 ④小笠原諸島 ⑤沖縄の離島 ⑥豪雪地帯、特別豪雪地帯、辺地、過疎地域等であって、人口密度が希薄、交通が不便等の理由によりサービスの確保が著しく困難な地域    |
| ② 中山間地域等の小規模事業所加算        | 10/100 | 厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所がサービス提供を行った場合に算定。<br>【対象地域】①豪雪地帯及び特別豪雪地帯 ②辺地 ③半島振興対策実施地域 ④特定農山村 ⑤過疎地域                                                              |
| ③ 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 | 5/100  | 厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、サービス提供を行った場合に算定。<br>【対象地域】①離島振興対策実施地域 ②奄美群島 ③豪雪地帯及び特別豪雪地帯 ④辺地 ⑤振興山村 ⑥小笠原諸島 ⑦半島振興対策実施地域 ⑧特定農山村地域 ⑨過疎地域 ⑩沖縄の離島 |



# 令和3年度介護報酬改定

## ⑪リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組の一体的な推進★

### 3.(1)① リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組の一体的な推進

#### 概要

【訪問リハビリテーション★、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院】

- リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組を一体的に運用し、自立支援・重度化防止を効果的に進める観点から見直しを行う。【通知改正】

#### 算定要件等

- リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養に関する加算等の算定要件とされている計画作成や会議について、リハビリテーション専門職、管理栄養士、歯科衛生士が必要に応じて参加することを明確化する。
- リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養に関する各種計画書（リハビリテーション計画書、栄養ケア計画書、口腔機能向上サービスの管理指導計画・実施記録）について、重複する記載項目を整理するとともに、それぞれの実施計画を一体的に記入できる様式を設ける。

# 令和3年度介護報酬改定

## ⑫生活機能向上連携加算の見直し★

### 3.(1)⑧ 生活機能向上連携加算の見直し①

#### 概要

【ア：通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護★、短期入所生活介護★、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、イ：訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護★】

○ 生活機能向上連携加算について、算定率が低い状況を踏まえ、その目的である外部のリハビリテーション専門職等との連携による自立支援・重度化防止に資する介護の推進を図る観点から、以下の見直し及び対応を行う。

ア 通所系サービス、短期入所系サービス、居住系サービス、施設サービスにおける生活機能向上連携加算について、訪問介護等における同加算と同様に、ICTの活用等により、外部のリハビリテーション専門職等が当該サービス事業所を訪問せずに、利用者の状態を適切に把握し助言した場合について評価する区分を新たに設ける。【告示改正】

イ 訪問系サービス、多機能系サービスにおける生活機能向上連携加算（Ⅱ）について、サービス提供責任者とリハビリテーション専門職等がそれぞれ利用者の自宅を訪問した上で、共同してカンファレンスを行う要件に関して、要介護者の生活機能を維持・向上させるためには多職種によるカンファレンスが効果的であることや、業務効率化の観点から、同カンファレンスについては利用者・家族も参加するサービス担当者会議の前後に時間を明確に区分した上で実施するサービス提供責任者及びリハビリテーション専門職等によるカンファレンスでも差し支えないことを明確化する。【通知改正】

※ 外部のリハビリテーション専門職等の連携先を見つけやすくするため、生活機能向上連携加算の算定要件上連携先となり得る訪問・通所リハビリテーション事業所が任意で情報を公表するなどの取組を進める。

# 令和3年度介護報酬改定

## ⑫生活機能向上連携加算の見直し★

### 3.(1)⑧ 生活機能向上連携加算の見直し②

#### 単位数（ア）

<現行>

生活機能向上連携加算 200単位/月

<改定後>

⇒ 生活機能向上連携加算（Ⅰ）100単位/月（新設）（※3月に1回を限度）  
生活機能向上連携加算（Ⅱ）200単位/月（現行と同じ）

※（Ⅰ）と（Ⅱ）の併算定は不可。

#### 算定要件等（ア）

<生活機能向上連携加算（Ⅰ）>（新設）

- 訪問・通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（病院にあっては、許可病床数200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。）の理学療法士等や医師からの助言（アセスメント・カンファレンス）を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、機能訓練指導員等が生活機能の向上を目的とした個別機能訓練計画を作成等すること。
- 理学療法士等や医師は、通所リハビリテーション等のサービス提供の場又はICTを活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で、助言を行うこと。

<生活機能向上連携加算（Ⅱ）>（現行と同じ）

- 訪問・通所リハビリテーションの理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が利用者宅を訪問して行う場合又は、リハビリテーションを実施している医療提供施設（病院にあっては、許可病床数200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。）の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が訪問して行う場合に算定。



# 令和3年度介護報酬改定

## ⑬通所系サービス等における口腔機能向上の取組の充実★

### 3.(1)⑰ 通所系サービス等における口腔機能向上の取組の充実

#### 概要

【通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★】

- 通所・居住系等のサービスについて、利用者の口腔機能低下を早期に確認し、適切な管理等を行うことにより、口腔機能低下の重症化等の予防、維持、回復等につなげる観点から、介護職員等が実施可能な口腔スクリーニングを評価する加算を創設する。その際、栄養スクリーニング加算による取組・評価と一体的に行う。【告示改正】
- 口腔機能向上加算について、CHASEへのデータ提出とフィードバックの活用による更なるPDCAサイクルの推進・ケアの向上を図ることを評価する新たな区分を設ける。【告示改正】

#### 単位数

| <現行>        |         | <改定後> |                                                                                                       |
|-------------|---------|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 栄養スクリーニング加算 | 5単位/回   | ⇒     | 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) 20単位/回 (新設)<br>口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) 5単位/回 (新設) (※6月に1回を限度)                             |
| 口腔機能向上加算    | 150単位/回 | ⇒     | 口腔機能向上加算(Ⅰ) 150単位/回 (現行の口腔機能向上加算と同様)<br>口腔機能向上加算(Ⅱ) 160単位/回 (新設) (※原則3月以内、月2回を限度)<br>(※(Ⅰ)と(Ⅱ)は併算定不可) |

#### 算定要件等

- <口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)>
  - 介護サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供していること (※栄養アセスメント加算、栄養改善加算及び口腔機能向上加算との併算定不可)
- <口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)>
  - 利用者が、栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定している場合に、口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行い、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供していること (※栄養アセスメント加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定しており加算(Ⅰ)を算定できない場合にのみ算定可能)
- <口腔機能向上加算(Ⅱ)>
  - 口腔機能向上加算(Ⅰ)の取組に加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施にあたって当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること

# 令和3年度介護報酬改定

## ⑭ 処遇改善加算の職場環境等要件の見直し★

### 4.(1)① 処遇改善加算の職場環境等要件の見直し

#### 概要

【訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護★、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院】

- 介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の算定要件の一つである職場環境等要件について、介護事業者による職場環境改善の取組をより実効性が高いものとする観点から、以下の見直しを行う。
  - ・ 職場環境等要件に定める取組について、職員の離職防止・定着促進を図る観点から、以下の取組がより促進されるように見直しを行うこと。【通知改正】
    - － 職員の新規採用や定着促進に資する取組
    - － 職員のキャリアアップに資する取組
    - － 両立支援・多様な働き方の推進に資する取組
    - － 腰痛を含む業務に関する心身の不調に対応する取組
    - － 生産性の向上につながる取組
    - － 仕事へのやりがい・働きがいの醸成や職場のコミュニケーションの円滑化等、職員の勤務継続に資する取組
  - ・ 職場環境等要件に基づく取組の実施について、当該年度における取組の実施を求めること。【告示改正】

# 令和3年度介護報酬改定

## ⑮介護職員等特定処遇改善加算の見直し★

### 4.(1)② 介護職員等特定処遇改善加算の見直し

#### 概要

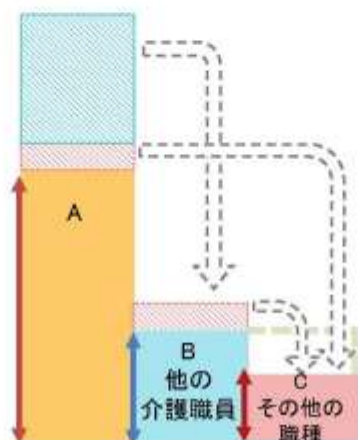
【訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護★、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院】

- 介護職員等特定処遇改善加算について、リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準の実現を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を行うとの趣旨は維持した上で、小規模事業者を含め事業者がより活用しやすい仕組みとする観点から、以下の見直しを行う。【告示改正】
- ・ 平均の賃金改善額の配分ルールについて、「その他の職種」は「その他の介護職員」の「2分の1を上回らないこと」とするルールは維持した上で、
  - ・ 「経験・技能のある介護職員」は「その他の介護職員」の「2倍以上とすること」とするルールについて、「より高くすること」とする。

#### 現行

##### 平均賃上げ額が

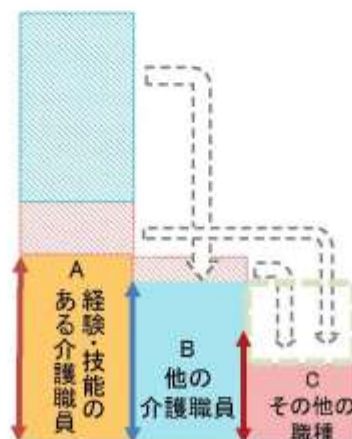
2以上 : 1 : 0.5以下



#### 改定後

##### 平均賃上げ額が

A > B  
1 : 0.5以下





# 令和3年度介護報酬改定

## ⑬サービス提供体制強化加算の見直し★

### 4.(1)③ サービス提供体制強化加算の見直し

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護★、訪問看護★、訪問リハビリテーション★、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院】

#### 概要

○ サービス提供体制強化加算について、サービスの質の向上や職員のキャリアアップを一層推進する観点から、見直しを行う。【告示改正】

#### 単位数・算定要件等

|                                                                                    | 資格・勤続年数要件                                                                                        |                                             |                                                                                                  | 単位数                                                                         |
|------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
|                                                                                    | 加算Ⅰ(新たな算上位区分)                                                                                    | 加算Ⅱ(改正前の加算Ⅰに相当)                             | 加算Ⅲ(改正前の加算Ⅰ口、加算Ⅱ、加算Ⅲ相当)                                                                          |                                                                             |
| 訪問入浴介護<br>夜間対応型訪問介護                                                                | 以下のいずれかに該当すること。<br>①介護福祉士80%以上<br>②勤続10年以上介護福祉士25%以上                                             | 介護福祉士40%以上又は介護福祉士、実務者研修修了者、基礎研修修了者の合計が60%以上 | 以下のいずれかに該当すること。<br>①介護福祉士30%以上又は介護福祉士、実務者研修修了者、基礎研修修了者の合計が50%以上<br>②勤続7年以上の者が30%以上               | (訪問入浴) (夜間訪問)<br>Ⅰ 44単位/回 Ⅱ 22単位/回<br>Ⅲ 36単位/回 Ⅳ 18単位/回<br>Ⅴ 12単位/回 Ⅵ 6単位/回 |
| 訪問看護<br>療養通所介護                                                                     | —                                                                                                | —                                           | (イ) 勤続7年以上の者が30%以上<br>(ロ) 勤続3年以上の者が30%以上                                                         | (訪問・訪問リハ) (療養通所)<br>(イ) 6単位/回 (ロ) 48単位/月<br>(ロ) 3単位/回 (ロ) 24単位/月            |
| 訪問リハビリテーション                                                                        | —                                                                                                | —                                           | (イ) 勤続7年以上の者が1人以上<br>(ロ) 勤続3年以上の者が1人以上                                                           |                                                                             |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護                                                                   | 以下のいずれかに該当すること。<br>①介護福祉士60%以上<br>②勤続10年以上介護福祉士25%以上                                             | 介護福祉士40%以上又は介護福祉士、実務者研修修了者、基礎研修修了者の合計が60%以上 | 以下のいずれかに該当すること。<br>①介護福祉士30%以上又は介護福祉士、実務者研修修了者、基礎研修修了者の合計が50%以上<br>②常勤職員80%以上<br>③勤続7年以上の者が30%以上 | Ⅰ 750単位/月<br>Ⅱ 640単位/月<br>Ⅲ 350単位/月                                         |
| 小規模多機能型居宅介護<br>看護小規模多機能型居宅介護                                                       | 以下のいずれかに該当すること。<br>①介護福祉士70%以上<br>②勤続10年以上介護福祉士25%以上                                             | 介護福祉士50%以上                                  | 以下のいずれかに該当すること。<br>①介護福祉士40%以上<br>②常勤職員80%以上<br>③勤続7年以上の者が30%以上                                  | Ⅰ 750単位/月<br>Ⅱ 640単位/月<br>Ⅲ 350単位/月                                         |
| 通所介護、通所リハビリテーション<br>地域密着型通所介護<br>認知症対応型通所介護                                        | 以下のいずれかに該当すること。<br>①介護福祉士70%以上<br>②勤続10年以上介護福祉士25%以上                                             | 介護福祉士50%以上                                  | 以下のいずれかに該当すること。<br>①介護福祉士40%以上<br>②勤続7年以上30%以上                                                   |                                                                             |
| 特定施設入居者生活介護※<br>地域密着型特定施設入居者生活介護※<br>認知症対応型共同生活介護                                  | 以下のいずれかに該当すること。<br>①介護福祉士70%以上<br>②勤続10年以上介護福祉士25%以上<br>※印のサービスは、上記に加え、サービスの質の向上に資する取組を実施していること。 | 介護福祉士60%以上                                  | 以下のいずれかに該当すること。<br>①介護福祉士50%以上<br>②常勤職員75%以上<br>③勤続7年以上30%以上                                     | (予防通リハ以外)<br>Ⅰ 22単位/回(日)<br>Ⅱ 18単位/回(日)<br>Ⅲ 6単位/回(日)                       |
| 短期入所生活介護、短期入所療養介護<br>介護老人福祉施設※<br>地域密着型介護老人福祉施設※<br>介護老人保健施設※、介護医療院※<br>介護療養型医療施設※ | 以下のいずれかに該当すること。<br>①介護福祉士80%以上<br>②勤続10年以上介護福祉士35%以上<br>※印のサービスは、上記に加え、サービスの質の向上に資する取組を実施していること。 | 介護福祉士60%以上                                  | 以下のいずれかに該当すること。<br>①介護福祉士50%以上<br>②常勤職員75%以上<br>③勤続7年以上30%以上                                     | (予防通リハ)<br>Ⅰ 176単位/月<br>Ⅱ 144単位/月<br>Ⅲ 48単位/月                               |

(注1)表中、数値の単位が設定されているものについては、いずれか1つのみを算定することができる。

(注2)介護福祉士に係る要件は、「介護福祉士の総数に占める介護福祉士の割合」、常勤職員に係る要件は「利用者へ直接サービスを提供する職員の総数に占める7年(一部5年)以上勤続職員の割合」である。

# 令和3年度介護報酬改定

(注) 該当部分不明

## ⑰テクノロジーの活用によるサービスの質の確保や業務効率化の推進★

### 4.(2)③ テクノロジーの活用によるサービスの質の向上や業務効率化の推進

#### 概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護】

- 介護老人福祉施設における日常生活継続支援加算及び特定施設入居者生活介護（介護付きホーム）における入居継続支援加算について、令和2年度に実施した介護ロボットの導入効果に関する実証結果を踏まえ、見守り機器やインカム、スマートフォン、介護記録ソフト等のICT等の複数のテクノロジー機器を活用する場合の新たな評価を行う。【告示改正】

#### 単位数

- 変更なし
- ※ 介護老人福祉施設における日常生活継続支援加算（従来型） 36単位/日（ユニット型） 46単位/日
- ※ 特定施設入居者生活介護における入居継続支援加算（Ⅰ） 36単位/日 （Ⅱ） 22単位/日

#### 算定要件等

- 介護老人福祉施設における日常生活継続支援加算及び特定施設入居者生活介護（介護付きホーム）における入居継続支援加算について、テクノロジーを活用した複数の機器（見守り機器、インカム、記録ソフト等のICT、移乗支援機器）を活用し、利用者に対するケアのアセスメント評価や人員体制の見直しをPDCAサイクルによって継続して行う場合は、当該加算の介護福祉士の配置要件を緩和する。（現行6：1を7：1とする。）

#### (要件)

- ・テクノロジーを搭載した以下の機器を複数導入していること（少なくとも①～③を使用）
  - ①入所者全員に見守り機器を使用
  - ②職員全員がインカムを使用
  - ③介護記録ソフト、スマートフォン等のICTを使用
  - ④移乗支援機器を使用
- ・安全体制を確保していること（※）

#### ※安全体制の確保の具体的な要件

- ①利用者の安全やケアの質の確保、職員の負担を軽減するための委員会を設置
- ②職員に対する十分な休憩時間の確保等の勤務・雇用条件への配慮
- ③機器の不具合の定期チェックの実施（メーカーとの連携を含む）
- ④職員に対するテクノロジー活用に関する教育の実施

- 見守り機器やICT等導入後、上記の要件を少なくとも3か月以上試行し、現場職員の意見が適切に反映できるよう、職員をはじめ実際にケア等を行う多職種の職員が参画する委員会（具体的要件①）において、安全体制やケアの質の確保、職員の負担軽減が図られていることを確認した上で届け出るものとする。



# 令和3年度介護報酬改定

## ⑱管理者交代時の研修修了猶予措置★

### 4.(2)⑩ 管理者交代時の研修の修了猶予措置

#### 概要

【認知症対応型通所介護★、認知症対応型共同生活介護★、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護】

- 認知症グループホーム等の管理者の要件とされている認知症介護実践者研修及び認知症対応型サービス事業管理者研修の修了について、研修の実施時期が自治体によって他律的に決定されるものであることを踏まえ、計画作成担当者に係る措置と同様に、管理者が交代する場合において、新たな管理者が、市町村からの推薦を受けて都道府県に研修の申し込みを行い、研修を修了することが確実に見込まれる場合は、研修を修了していなくてもよい取扱いとする。  
 なお、事業者の新規指定時には、管理者は原則どおり研修を修了していることを必要とする。 【通知改正】

#### 基準

|                     | 代表者                           | 管理者                                                                | 計画作成担当者                                                      |
|---------------------|-------------------------------|--------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| 交代時の研修の取扱い          | 半年後又は次回研修日程のいずれか早い日までに修了すればよい | なし<br>↓<br>市町村からの推薦を受けて都道府県に研修の申込を行い、当該管理者が研修を修了することが確実に見込まれる場合はよい | 市町村からの推薦を受けて都道府県に研修の申込を行い、当該計画作成担当者等が研修を修了することが確実に見込まれる場合はよい |
| 根拠                  | 解釈通知                          | なし<br>↓<br>解釈通知                                                    | Q&A                                                          |
| 取扱開始時期              | H30年度～                        | なし<br>↓<br>R3年度～                                                   | H18年度～                                                       |
| (参考) 各サービスにおいて必要な研修 |                               |                                                                    |                                                              |
| 認知症対応型通所介護          | —                             | 認知症介護実践者研修<br>＋<br>認知症対応型サービス事業管理者研修                               | —                                                            |
| 認知症グループホーム          | 認知症対応型サービス事業開設者研修             |                                                                    | 認知症介護実践者研修                                                   |
| 小規模多機能型居宅介護         |                               |                                                                    | 認知症介護実践者研修<br>＋                                              |
| 看護小規模多機能型居宅介護       |                               |                                                                    | 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修                                        |



# 令和3年度介護報酬改定

## ⑬介護老人福祉施設等の人員配置基準の見直し★

### 4.(2)⑪ 介護老人福祉施設等の人員配置基準の見直し②

#### 概要

【介護老人福祉施設、介護老人保健施設、小規模多機能型居宅介護★】

- 人材確保や職員定着の観点から、広域型特別養護老人ホーム又は介護老人保健施設と小規模多機能型居宅介護事業所を併設する場合において、入所者の処遇や事業所の管理上支障がない場合、管理者・介護職員の兼務を可能とする。【省令改正】 **R3.1.13諮問・答申済**

#### 基準

##### <現行>

広域型特養・介護老人保健施設と小規模多機能型居宅介護が併設する場合において、介護職員及び管理者の兼務は不可

##### <改定後>

⇒ 広域型特養と小規模多機能型居宅介護が併設する場合において、介護職員は入所者の処遇に支障がない場合に、管理者は管理上支障がない場合に限り、兼務可能

| 小規模多機能型居宅介護に併設する施設・事業所                                            | 介護職員の兼務 | 管理者の兼務 |
|-------------------------------------------------------------------|---------|--------|
| 地域密着型介護老人福祉施設<br>地域密着型特定施設<br>認知症対応型共同生活介護事業所<br>介護療養型医療施設又は介護医療院 | ○       | ○      |
| 広域型の特別養護老人ホーム<br>介護老人保健施設                                         | ×       | ×      |
| (留意事項)<br>・兼務できる施設・事業所は、「併設する施設・事業所」                              |         |        |



| 小規模多機能型居宅介護に併設する施設・事業所                                            | 介護職員の兼務 | 管理者の兼務 |
|-------------------------------------------------------------------|---------|--------|
| 地域密着型介護老人福祉施設<br>地域密着型特定施設<br>認知症対応型共同生活介護事業所<br>介護療養型医療施設又は介護医療院 | ○       | ○      |
| 広域型の特別養護老人ホーム<br>介護老人保健施設                                         | ○       | ○      |
| (留意事項)<br>・兼務できる施設・事業所は、「併設する施設・事業所」                              |         |        |

# 令和3年度介護報酬改定

## ②同一建物減算適用時の区分支給限度基準額の掲載方法の適正化★

### 5.(1)① 同一建物減算適用時等の区分支給限度基準額の 計算方法の適正化

#### 概要

【通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護】

- 訪問系サービスの同一建物減算適用時の区分支給限度基準額に関する取扱いを参考に、通所系サービス、多機能系サービスについて、以下の対応を行う。

#### <同一建物減算等>

- ・ 通所系サービス、多機能系サービスの同一建物減算等の適用を受ける利用者の区分支給限度基準額の管理については、当該減算を受ける者と受けない者との公平性の観点から、減算の適用前（同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合）の単位数を用いることとする。【告示改正】

#### <規模別の基本報酬>

- ・ 通所介護、通所リハビリテーションの、大規模型を利用する者の区分支給限度基準額の管理については、通常規模型を利用する者との公平性の観点から、通常規模型の単位数を用いることとする。【告示改正】

（参考）【平成30年度介護報酬改定】集合住宅居住者への訪問介護等に関する減算及び区分支給限度基準額の計算方法の見直し等

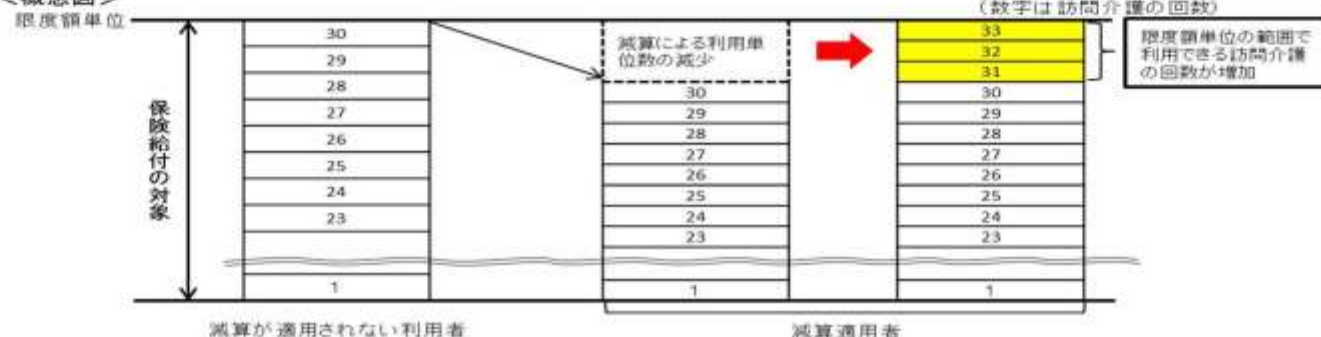
○ 集合住宅居住者の区分支給限度基準額を計算する際には、減算前の単位数を用いることとする。

（参考）有料老人ホーム等の入居者が利用する訪問介護に係る介護給付費の算定について（抜粋）  
（平成29年10月19日付 会計検査院による意見表示）

#### <会計検査院が表示する意見（抜粋）>

- 介護給付費の算定に当たり、限度額の設定方法及び同一建物減算の趣旨を踏まえて保険給付の公平性が確保されるようにするために、同一建物減算の適用の有無により介護保険として利用できる訪問介護の回数に差違が生ずることのないようにするための措置を講ずるよう意見を表示する。

#### <概念図>



# 令和3年度介護報酬改定

## ②介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）の廃止★

### 5.（1）⑩ 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）の廃止

#### 概要

【訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護★、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院】

- 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）について、上位区分の算定が進んでいることを踏まえ、廃止する。その際、令和3年3月末時点で同加算を算定している介護サービス事業者については、1年の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】

|                                                     |                                                                     |                    |                    |                     |                     |
|-----------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|--------------------|--------------------|---------------------|---------------------|
| <div>処遇改善加算の区分</div> <div>取得要件</div> <div>取得率</div> | <div>↑H29年度 + 1万円相当</div> <div>↑H27年度 + 1.2万円相当</div> <div>廃止</div> |                    |                    |                     |                     |
|                                                     | 加算（Ⅰ）<br>月額3.7万円相当                                                  | 加算（Ⅱ）<br>月額2.7万円相当 | 加算（Ⅲ）<br>月額1.5万円相当 | 加算（Ⅳ）<br>加算（Ⅲ）× 0.9 | 加算（Ⅴ）<br>加算（Ⅲ）× 0.8 |
|                                                     | キャリアパス要件                                                            |                    |                    |                     |                     |
|                                                     | ①+②+③<br>+                                                          | ①+②<br>+           | ① or ②<br>+        | ① or ②<br>or        | いずれも満たさない           |
|                                                     | 職場環境等要件                                                             |                    |                    |                     |                     |
|                                                     | 79.5%                                                               | 7.2%               | 5.4%               | 0.2%                | 0.3%                |

#### <キャリアパス要件>

- ①職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること
- ②資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること
- ③経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けること

#### <職場環境等要件>

- 賃金改善を除く、職場環境等の改善

※就業規則等の明確な書面での整備・全ての介護職員への周知を含む。



# 令和3年度介護報酬改定

～看護小規模多機能型居宅介護／基本報酬～

## 看護小規模多機能型居宅介護 基本報酬

### 単位数

<現行>

<改定後>

○看護小規模多機能型居宅介護費（1月につき）

（1）同一建物に居住する者以外に対して行う場合

要介護1 12,401単位  
要介護2 17,352単位  
要介護3 24,392単位  
要介護4 27,665単位  
要介護5 31,293単位

12,438単位  
17,403単位  
24,464単位  
27,747単位  
31,386単位



（2）同一建物に居住する者に対して行う場合

要介護1 11,173単位  
要介護2 15,634単位  
要介護3 21,977単位  
要介護4 24,926単位  
要介護5 28,195単位

11,206単位  
15,680単位  
22,042単位  
25,000単位  
28,278単位



○短期利用居宅介護費（1日につき）

要介護1 568単位  
要介護2 635単位  
要介護3 703単位  
要介護4 770単位  
要介護5 836単位

570単位  
637単位  
705単位  
772単位  
838単位



# 令和3年度介護報酬改定

～看護小規模多機能型居宅介護／基本報酬以外の改定等～

## 4.(2) 看護小規模多機能型居宅介護

### 改定事項

- 看護小規模多機能型居宅介護 基本報酬
- 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価
- ① 2(1)②認知症に係る取組の情報公表の推進
- ② 2(1)③多機能系サービスにおける認知症行動・心理症状緊急対応加算の創設
- ③ 2(1)④認知症介護基礎研修の受講の義務づけ
- ④ 2(2)⑧通所困難な利用者の入浴機会の確保
- ⑤ 2(4)⑤緊急時の宿泊ニーズへの対応の充実
- ⑥ 2(7)①離島や中山間地域等におけるサービスの充実
- ⑦ 2(7)③過疎地域等におけるサービス提供の確保
- ⑧ 2(7)⑤特例居宅介護サービス費による地域の実情に応じたサービス提供の確保
- ⑨ 3(1)①リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組の一体的な推進
- ⑩ 3(1)⑰通所系サービス等における口腔機能向上の取組の充実
- ⑪ 3(1)⑱通所系サービス等における栄養ケア・マネジメントの充実
- ⑫ 3(3)②褥瘡マネジメント加算等の見直し
- ⑬ 3(3)③排せつ支援加算の見直し
- ⑭ 4(1)①処遇改善加算の職場環境等要件の見直し
- ⑮ 4(1)②介護職員等特定処遇改善加算の見直し
- ⑯ 4(1)③サービス提供体制強化加算の見直し
- ⑰ 4(2)③テクノロジーの活用によるサービスの質の向上や業務効率化の推進
- ⑱ 4(2)⑩管理者交代時の研修の修了猶予措置
- ⑲ 5(1)①同一建物減算適用時等の区分支給限度基準額の計算方法の適正化
- ⑳ 5(1)⑩介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)の廃止

# 令和3年度介護報酬改定～全サービス共通事項～

- ①感染症対策の強化★（前掲）
- ②業務継続に向けた取組の強化★
- ③CHASE・VISIT情報の取集・活用とPDCAサイクルの推進★
- ④人員配置基準における両立支援への配慮★
- ⑤ハラスメント対策の強化★
- ⑥会議や多職種連携におけるICTの活用★
- ⑦利用者への説明・同意等に係る見直し★
- ⑧員数の記載や変更届出の明確化★
- ⑨記録の保存等に係る見直し★
- ⑩運営規程等の掲示に係る見直し★
- ⑪高齢者虐待防止の推進★
- ⑫地域区分★

※★：介護予防についても同様の措置を講ずる場合



# 令和3年度介護報酬改定

## ②業務継続に向けた取組の強化★

### 1. ② 業務継続に向けた取組の強化

#### 概要

【全サービス★】

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務づける。その際、3年間の経過措置期間を設けることとする。【省令改正】

R3.1.13諮問・答申済

#### （参考）介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）ガイドラインについて

- 介護サービスは、利用者の方々やその家族の生活に欠かせないものであり、感染症や自然災害が発生した場合であっても、利用者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供されることが重要。
- 必要なサービスを継続的に提供するためには、また、仮に一時中断した場合であっても早期の業務再開を図るためには、業務継続計画（BusinessContinuityPlan）の策定が重要であることから、その策定を支援するため、介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等を作成。

（令和2年12月11日作成。必要に応じて更新予定。）

掲載場所：[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/taisakumatome\\_13635.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html)

#### 介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン

##### ✦ ポイント

- ✓ 各施設・事業所において、新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応や、それらを踏まえて平時から準備・検討しておくべきことを、サービス類型に応じた業務継続ガイドラインとして整理。
- ✓ ガイドラインを参考に、各施設・事業所において具体的な対応を検討し、それらの内容を記載することでBCPが作成できるよう、参考となる「ひな形」を用意。

##### ✦ 主な内容

- ・ BCPとは ・ 新型コロナウイルス感染症BCPとは（自然災害BCPとの違い）
- ・ 介護サービス事業者求められる役割 ・ BCP作成のポイント
- ・ 新型コロナウイルス感染（疑い）者発生時の対応等（入所系・通所系・訪問系）等



#### 介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン

##### ✦ ポイント

- ✓ 各施設・事業所において、自然災害に備え、介護サービスの業務継続のために平時から準備・検討しておくべきことや発生時の対応について、サービス類型に応じた業務継続ガイドラインとして整理。
- ✓ ガイドラインを参考に、各施設・事業所において具体的な対応を検討し、それらの内容を記載することでBCPが作成できるよう、参考となる「ひな形」を用意。

##### ✦ 主な内容

- ・ BCPとは ・ 防災計画と自然災害BCPの違い
- ・ 介護サービス事業者求められる役割 ・ BCP作成のポイント
- ・ 自然災害発生に備えた対応、発生時の対応（各サービス共通事項、通所固有、訪問固有、居宅介護支援固有事項）等



# 令和3年度介護報酬改定

## ③CHASE・VISIT情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進★

### 3.(2)① CHASE・VISIT情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進①

#### 概要

#### 【全サービス★】

- 介護サービスの質の評価と科学的介護の取組を推進し、介護サービスの質の向上を図る観点から、以下の見直しを行う。
  - ア 施設系サービス、通所系サービス、居住系サービス、多機能系サービスについて、CHASEの収集項目の各領域（総論（ADL）、栄養、口腔・嚥下、認知症）について、事業所の全ての利用者に係るデータを横断的にCHASEに提出してフィードバックを受け、それに基づき事業所の特性やケアの在り方等を検証し、利用者のケアプランや計画への反映、事業所単位でのPDCAサイクルの推進・ケアの質の向上の取組を評価する加算を創設する。  
その際、詳細な既往歴や服薬情報、家族の情報等より精度の高いフィードバックを受けることができる項目を提出・活用した場合には、更なる評価を行う区分を設定する。【告示改正】  
※ 提出・活用するデータについては、サービスごとの特性や事業所の入力負担等を勘案した項目を設定。
  - イ CHASEの収集項目に関連する加算等において、利用者ごとの計画書の作成とそれに基づくPDCAサイクルの取組に加えて、データ提出とフィードバックの活用による更なるPDCAサイクルの推進・ケアの質の向上を図ることを評価・推進する。【告示改正】  
※ 認知症対応型通所介護について記載。このほか、通所介護や特別養護老人ホーム等の個別機能訓練加算における新たな区分の創設や、リハビリ、栄養関係の加算における要件化を実施。
  - ウ 介護関連データの収集・活用及びPDCAサイクルによる科学的介護を推進していく観点から、全てのサービス（居宅介護支援を除く）について、CHASE・VISITを活用した計画の作成や事業所単位でのPDCAサイクルの推進、ケアの質の向上の取組を推奨する。居宅介護支援については、各利用者のデータ及びフィードバック情報のケアマネジメントへの活用を推奨する。【省令改正】

R3.1.13諮問・答申済

※ 令和3年度から、CHASE・VISITを一体的に運用するにあたって、科学的介護の理解と浸透を図る観点から、以下の統一した名称を用いる予定。

**科学的介護情報システム**（Long-term care Information system For Evidence ; LIFE ライフ）



# 令和3年度介護報酬改定

## ③CHASE・VISIT情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進★

### 3.(2)① CHASE・VISIT情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進②

#### 単位数（ア・イ）

|                          |   |                                         |             |
|--------------------------|---|-----------------------------------------|-------------|
| ア <現行><br>・施設系サービス<br>なし |   | <改定後>                                   |             |
| ⇒                        |   | 科学的介護推進体制加算(Ⅰ)                          | 40単位/月 (新設) |
|                          |   | 科学的介護推進体制加算(Ⅱ)                          | 60単位/月 (新設) |
|                          |   | (※介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は50単位/月) |             |
| ・通所系・居住系・多機能系サービス<br>なし  | ⇒ | 科学的介護推進体制加算                             | 40単位 (新設)   |

---

|                                          |  |                |                |
|------------------------------------------|--|----------------|----------------|
| イ <現行><br>・認知症対応型通所介護<br>個別機能訓練加算 27単位/日 |  | <改定後>          |                |
| ⇒                                        |  | 個別機能訓練加算(Ⅰ)    | 27単位/日 (現行と同じ) |
|                                          |  | 個別機能訓練加算(Ⅱ)    | 20単位/月 (新設)    |
|                                          |  | ※(Ⅰ)・(Ⅱ)は併算定可。 |                |

#### 算定要件等（ア・イ）

##### ア<科学的介護推進体制加算>

○ 加算の対象は以下とする。

|                  |                                                                                                                                        |
|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 施設系サービス          | 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院                                                                                           |
| 通所系・居住系・多機能系サービス | 通所介護、通所リハビリテーション(※)、認知症対応型通所介護(※)、地域密着型通所介護、特定施設入居者生活介護(※)、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護(※)、小規模多機能型居宅介護(※)、看護小規模多機能型居宅介護<br>※予防サービスを含む |

○ 以下のいずれの要件も満たすことを求める。

- ・ 入所者・利用者ごとの、ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報（科学的介護推進体制加算（Ⅱ）では、加えて疾病の状況や服薬情報等の情報）を、厚生労働省に提出していること。  
※介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設については服薬情報の提出を求めない。
- ・ 必要に応じてサービス計画を見直すなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

##### イ<個別機能訓練加算(Ⅱ)（認知症対応型通所介護）>

○ 個別機能訓練加算（Ⅰ）を算定している利用者について、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合。



# 令和3年度介護報酬改定

## ③CHASE・VISIT情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進★

### 3.(2)① CHASE・VISIT情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進③

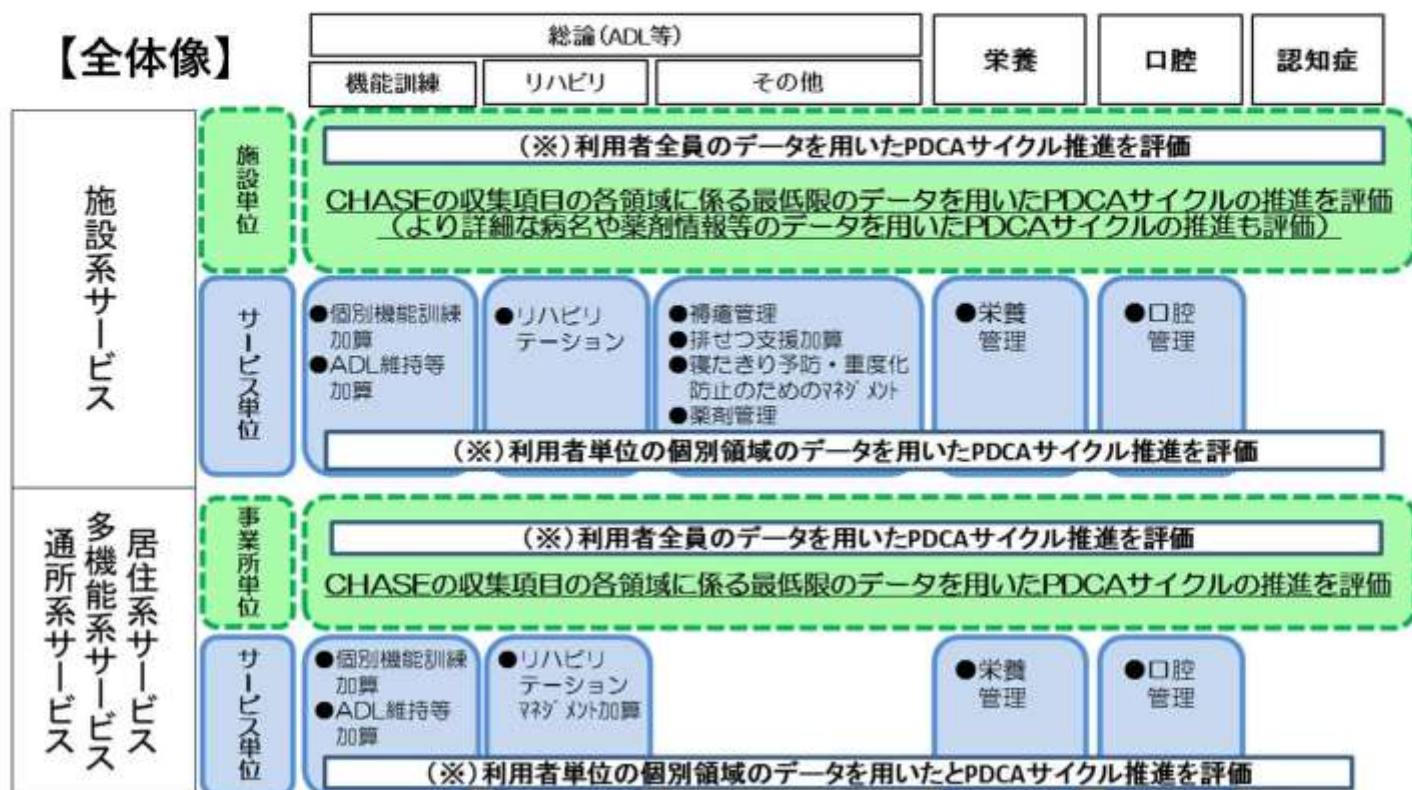
#### 基準（ウ）

<運営基準（省令）>

○ サービス毎に、以下を規定。（訪問介護の例）

指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に実施しなければならない。

#### 【全体像】



(※ 加算等による評価の有無に関わらず、すべてのサービスにおいてCHASEによるデータの利活用を進める。)

# 令和3年度介護報酬改定

## ④人員配置基準における両立支援への配慮★

### 4.(1)⑥ 人員配置基準における両立支援への配慮

#### 概要

【全サービス★】

- 介護現場において、仕事と育児や介護との両立が可能となる環境整備を進め、職員の離職防止・定着促進を図る観点から、各サービスの人員配置基準や報酬算定について、以下の見直しを行う。【通知改正】
    - ・ 「常勤」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法による育児の短時間勤務制度を利用する場合に加えて、介護の短時間勤務制度等を利用する場合にも、週30時間以上の勤務で「常勤」として扱うことを認める。
    - ・ 「常勤換算方法」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法による短時間勤務制度等を利用する場合、週30時間以上の勤務で常勤換算での計算上も1（常勤）と扱うことを認める。
    - ・ 人員配置基準や報酬算定において「常勤」での配置が求められる職員が、産前産後休業や育児・介護休業等を取得した場合に、同等の資質を有する複数の非常勤職員を常勤換算することで、人員配置基準を満たすことを認める。
- この場合において、常勤職員の割合を要件とするサービス提供体制強化加算等の加算について、産前産後休業や育児・介護休業等を取得した場合、当該職員についても常勤職員の割合に含めることを認める。

(参考) 医療従事者の  
負担軽減・人材確保について  
(平成28年度診療報酬改定)

#### 常勤配置の取扱いの明確化

- 施設基準上求められる常勤の従事者が、産前・産後休業及び育児・介護休業を取得した場合に、同等の資質を有する複数の非常勤従事者を常勤換算することで施設基準を満たすことを原則認める。

例) 常勤医師1名、常勤看護師1名の配置要件の場合





# 令和3年度介護報酬改定

## ⑤ハラスメント対策の強化★

### 4.(1)⑦ ハラスメント対策の強化

#### 概要

【全サービス★】

- 介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、全ての介護サービス事業者に、男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策を求めることとする。【省令改正】 **R3.1.13諮問・答申済**

#### 基準

- 運営基準（省令）において、以下を規定（※訪問介護の例）  
「指定訪問介護事業者は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。」

※併せて、留意事項通知において、カスタマーハラスメント防止のための方針の明確化等の必要な措置を講じることも推奨する。

（参考）ハラスメント対策に関する事業主への義務付けの状況

- ・ 職場におけるセクシュアルハラスメントについては男女雇用機会均等法において、職場におけるパワーハラスメントについては労働施策総合推進法において、事業主に対して、事業主の方針等の明確化や相談体制の整備等の雇用管理上の措置を講じることを義務付けている。（パワーハラスメントの義務付けについて、大企業は令和2年6月1日、中小企業は令和4年4月1日から施行（それまでは努力義務））
  - ・ 職場関係者以外のサービス利用者等からのハラスメントに関しては、
    - ① セクシュアルハラスメントについては、指針において、男女雇用機会均等法（昭和47年法律第113号）において事業主に対して義務付けている雇用管理上の措置義務の対象に含まれることが明確化された（令和2年6月1日より）。
    - ② パワーハラスメントについては、法律による事業主の雇用管理上の措置義務の対象ではないものの、指針において、事業主が雇用管理上行うことが「望ましい取組」として防止対策を記載している（令和2年6月1日より）。
- ※職場におけるセクシュアルハラスメント
- = 職場において行われる性的な言動に対する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受けるもの又は当該性的な言動により労働者の就業環境が害されるもの。
- ※職場におけるパワーハラスメント
- = 職場において行われる「優越的な関係を背景とした言動であって、Ⅱ業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、Ⅲ労働者の就業環境が害されるものであり、ⅠからⅢまでの要素を全て満たすもの。



# 令和3年度介護報酬改定

## ⑥会議や多職種連携におけるICTの活用★

### 4.(2)④ 会議や多職種連携におけるICTの活用

#### 概要

【全サービス★】

- 運営基準や加算の要件等において実施が求められる各種会議等（利用者の居宅を訪問しての実施が求められるものを除く）について、感染防止や多職種連携の促進の観点から、以下の見直しを行う。【省令改正、告示改正、通知改正】
  - ・ 利用者等が参加せず、医療・介護の関係者のみで実施するものについて、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にして、テレビ電話等を活用しての実施を認める。
  - ・ 利用者等が参加して実施するものについて、上記に加えて、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を活用しての実施を認める。

# 令和3年度介護報酬改定

## ⑦利用者への説明・同意等に係る見直し★

### 4.(3)① 利用者への説明・同意等に係る見直し

#### 概要

【全サービス★】

- 利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、政府の方針も踏まえ、ケアプランや重要事項説明書等における利用者等への説明・同意について、以下の見直しを行う。【省令改正、通知改正】
  - ア 書面で説明・同意等を行うものについて、電磁的記録による対応を原則認めることとする。
  - イ 利用者等の署名・押印について、求めないことが可能であること及びその場合の代替手段を明示するとともに、様式例から押印欄を削除する。

# 令和3年度介護報酬改定

## ⑧員数の記載や変更届出の明確化★

### 4.(3)② 員数の記載や変更届出の明確化

#### 概要

【全サービス★】

- 介護サービス事業者の業務負担軽減やいわゆるローカルルールの解消を図る観点から、運営規程や重要事項説明書に記載する従業員の「員数」について、「〇〇人以上」と記載することが可能であること及び運営規程における「従業者の職種、員数及び職務の内容」について、その変更の届出は年1回で足りることを明確化する。

【通知改正】



# 令和3年度介護報酬改定

## ⑨記録の保存等に係る見直し★

### 4.(3)③ 記録の保存等に係る見直し

#### 概要

【全サービス★】

- 介護サービス事業者の業務負担軽減やいわゆるローカルルールの解消を図る観点から、介護サービス事業者における諸記録の保存、交付等について、適切な個人情報の取り扱いを求めた上で、電磁的な対応を原則認めることとし、その範囲を明確化する。【省令改正】 **R3.1.13諮問・答申済**
- 記録の保存期間について、他の制度の取り扱いも参考としつつ、明確化を図る。

# 令和3年度介護報酬改定

## ⑩運営規程等の掲示に係る見直し★

### 4.(3)④ 運営規程等の掲示に係る見直し

#### 概要

【全サービス★】

- 介護サービス事業者の業務負担軽減や利用者の利便性の向上を図る観点から、運営規程等の重要事項について、事業所の掲示だけでなく、閲覧可能な形でファイル等で備え置くこと等を可能とする。【省令改正】

R3.1.13諮問・答申済

# 令和3年度介護報酬改定

## ⑪高齢者虐待防止の推進★

### 6. ② 高齢者虐待防止の推進

#### 概要

【全サービス★】

- 全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づける。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。【省令改正】 **R3.1.13諮問・答申済**

#### 基準

- 運営基準（省令）に以下を規定
- ・ 入所者・利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない旨を規定。
  - ・ 運営規程に定めておかなければならない事項として、「虐待の防止のための措置に関する事項」を追加。
  - ・ 虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない旨を規定。
    - － 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること
    - － 虐待の防止のための指針を整備すること
    - － 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること
    - － 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

（※3年の経過措置期間を設ける。）



# 令和3年度介護報酬改定

## ⑫地域区分★

### 6. ④ 地域区分

#### 概要

【原則】 公務員（国家・地方）の地域手当の設定に準拠する。

【特例】 ①又は②の場合は、隣接地域の地域区分のうち一番低い区分までの範囲で、見直すことを認める。【告示改正】

① 高い地域区分の地域に全て囲まれている場合

※ 低い級地に囲まれている場合の引き下げも可能

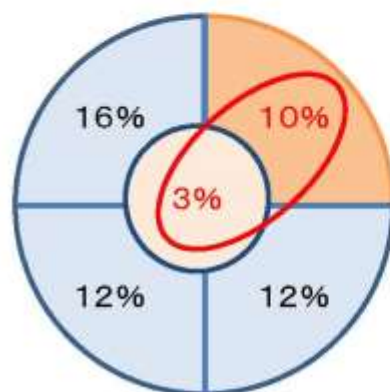
② 公務員の地域手当の設定がない(0%)地域であって、当該地域よりも高い地域区分の地域が複数隣接しており、かつ、その中に4級地以上の級地差がある地域が含まれている場合

※ 引き下げは、地域手当の設定がある地域も可能

{ ※ 同一都道府県内で隣接する地域の状況に基づき判断

※ 平成27年度に設けられた経過措置（保険者の判断により、平成27年度～29年度の地域区分の設定値から最終的な設定値までの範囲内で設定可能とするもの）は、令和5年度末まで延長

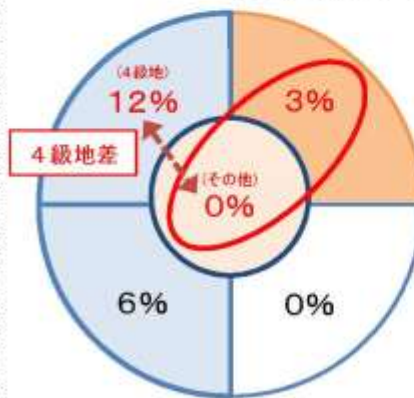
【①に該当する事例】



○特例  
隣接地域の地域区分のうち、  
一番低い区分までの範囲で  
選択可能

→ 6%又は10%を選択可

【②に該当する事例】



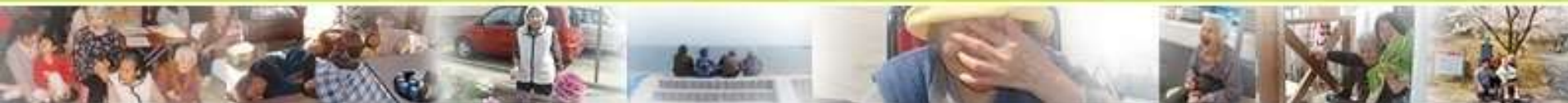
○特例  
隣接地域の地域区分のうち、  
一番低い区分までの範囲で  
選択可能

→ 3%を選択可

## ⑫地域区分★

自治体：1,741(P2.11.1現在)

※ この表に掲げる名称は、令和2年4月1日においてそれらの名称を有する市、町、村又は特別区の同じにおける区域によって示された地域  
※ 赤字は、地名の変更がある年度町。〈※なし〉：普通市適用。※：完全国保ルール適用。※※：4級地産ルール適用  
※ 国保内は、昭和(平成)30年度から令和2年度までの間の総額



2021年3月9日

### 令和2年度厚生労働省老人保健健康増進等事業 小規模多機能型居宅介護における生活全体を支える包括報酬型在宅サービスの あり方に関する調査研究事業報告会

13:30～14:00

全国実態調査「小規模多機能型居宅介護の動向」

特定非営利活動法人

全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会

主任研究員 後藤 裕基

TEL03-6430-7916 FAX03-6430-7918

<http://www.shoukibo.net/>

E-mail [info@shoukibo.net](mailto:info@shoukibo.net)

2020年10月時点において、サービスを提供している小規模多機能型居宅介護事業所5,537件を対象とし、調査票を郵送配布・郵送回収とした。回収件数は1,681件（30.4%）。

なお、本調査結果は、2021年3月7日現在の集計であり、今後、修正される場合があります。



# 全国の小規模多機能型居宅介護への実態調査(R02悉皆調査)

## 利用状況(登録者、通い、宿泊、訪問者数及び定員の充足率)

### (1) 利用状況

(平均人数)

| 利用者数(10月末)     | 2020年 | 2019年 | 2018年 | 2017年 | 2016年 | 2015年 | 2014年 |
|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 現在の利用者登録者数     | 21.1  | 20.9  | 20.5  | 20.3  | 19.4  | 19.0  | 18.5  |
| 1日あたりの通い利用者数   | 11.4  | 11.4  | 11.4  | 12.0  | 11.0  | 10.3  | 10.7  |
| 1日あたりの宿泊利用者数   | 4.3   | 4.3   | 4.2   | 4.6   | 4.4   | 4.8   | 4.4   |
| 1日あたりの訪問延べ利用者数 | 12.3  | 15.3  | 15.0  | 13.7  | 10.2  | 9.5   | 6.0   |
| 他市町村からの登録者数    |       |       |       | 0.3   | 0.3   | 0.3   |       |

(参考) 定員

登録定員：29名が55.0%

通い定員：15名が44.2%

18名が36.9%

宿泊定員：9名が48.2%

- ・実登録者数は20名を超え、着実に増加傾向にある。
- ・通い・宿泊については昨年同様11.4名・4.3名と同数。
- ・訪問については初めて減少した。15.3→12.3名。

### (2) 定員の充足率

### (3) 開設年度と定員の充足状況

| 登録者数/定員  | 該当数   | 割合     |
|----------|-------|--------|
| 全 体      | 1,661 | 100.0% |
| 0～10%以下  | 4     | 0.2%   |
| 10～20%以下 | 3     | 0.2%   |
| 20～30%以下 | 21    | 1.3%   |
| 30～40%以下 | 27    | 1.6%   |
| 40～50%以下 | 58    | 3.5%   |
| 50～60%以下 | 105   | 6.3%   |
| 60～70%以下 | 207   | 12.5%  |
| 70～80%以下 | 323   | 19.4%  |
| 80～90%以下 | 424   | 25.5%  |
| 90～99%以下 | 273   | 16.4%  |
| 100%     | 216   | 13.0%  |
| 100%超    | 0     | 0.0%   |

| 開設年度      | 登録定員   | 実登録    | 充足率   |
|-----------|--------|--------|-------|
| 全 体       | 44,156 | 35,106 | 79.5% |
| H18(2006) | 3,288  | 2,671  | 81.2% |
| H19(2007) | 4,877  | 3,850  | 78.9% |
| H20(2008) | 3,706  | 2,903  | 78.3% |
| H21(2009) | 2,596  | 2,097  | 80.8% |
| H22(2010) | 3,796  | 3,041  | 80.1% |
| H23(2011) | 4,507  | 3,493  | 77.5% |
| H24(2012) | 4,219  | 3,354  | 79.5% |
| H25(2013) | 3,598  | 2,936  | 81.6% |
| H26(2014) | 3,265  | 2,553  | 78.2% |
| H27(2015) | 2,614  | 2,093  | 80.1% |
| H28(2016) | 2,688  | 2,182  | 81.2% |
| H29(2017) | 2,666  | 2,165  | 81.2% |
| H30(2018) | 1,759  | 1,349  | 76.7% |
| R01(2019) | 577    | 419    | 72.6% |
| R02(2020) | 0      | 0      | -     |

定員の充足率は、定員100%を満たしているのは13.0%(昨年12.0%)、90～99%以下は16.4%(同19.5%)、80%以上の充足率となっているのは54.9%(同53.7%)となっている。

開設年度と定員の充足状況は、開設より1年以上経過していれば7割を超える数値となり、3年目以降は8割前後となっている。

※2019年度の1月～4月はH31。

## 加算算定状況

### (4) 加算の状況

| 加算あり                    | 2020年 |        | 2019年 |        |
|-------------------------|-------|--------|-------|--------|
|                         | 該当数   | 割合     | 該当数   | 割合     |
| 回答数                     | 1,658 | 100.0% | 1,948 | 100.0% |
| 初期加算                    | 1,626 | 98.1%  | 1,916 | 98.4%  |
| 認知症加算 (Ⅰ)               | 1,503 | 90.7%  | 1,778 | 91.3%  |
| 同 (Ⅱ)                   | 1,283 | 77.4%  | 1,507 | 77.4%  |
| 看護職員配置加算Ⅰ               | 575   | 34.7%  | 613   | 31.5%  |
| 同Ⅱ                      | 359   | 21.7%  | 452   | 23.2%  |
| 同Ⅲ                      | 112   | 6.8%   | 130   | 6.7%   |
| サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) イ      | 794   | 47.9%  | 903   | 46.4%  |
| 同 (Ⅰ) ロ                 | 188   | 11.3%  | 177   | 9.1%   |
| 同 (Ⅱ)                   | 239   | 14.4%  | 297   | 15.2%  |
| 同 (Ⅲ)                   | 125   | 7.5%   | 160   | 8.2%   |
| 同 (Ⅳ)                   | 4     | 0.2%   | 3     | 0.2%   |
| 介護職員処遇改善加算Ⅰ             | 1,434 | 86.5%  | 1,668 | 85.6%  |
| 同Ⅱ                      | 117   | 7.1%   | 125   | 6.4%   |
| 同Ⅲ                      | 47    | 2.8%   | 59    | 3.0%   |
| 同Ⅳ                      | 4     | 0.2%   | 4     | 0.2%   |
| 同Ⅴ                      | 7     | 0.4%   | 2     | 0.1%   |
| 総合マネジメント体制強化加算          | 1,458 | 87.9%  | 1,674 | 85.9%  |
| 訪問体制強化加算                | 723   | 43.6%  | 785   | 40.3%  |
| 看取り連携体制加算               | 112   | 6.8%   | 117   | 6.0%   |
| 若年性認知症利用者受入加算           | 250   | 15.1%  | 305   | 15.7%  |
| 栄養スクリーニング加算             | 117   | 7.1%   | 113   | 5.8%   |
| 生活機能向上連携加算              | 119   | 7.2%   | 132   | 6.8%   |
| 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ          | 672   | 40.5%  | 648   | 33.3%  |
| 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ          | 467   | 28.2%  | 422   | 21.7%  |
| 従業者の員数が基準に満たない場合の減算     | 12    | 0.7%   | 11    | 0.6%   |
| 市町村独自報酬                 | 55    | 3.3%   | 53    | 2.7%   |
| 過少サービスに対する減算            | 6     | 0.4%   | 8     | 0.4%   |
| 中山間地域等に居住するものへのサービス提供加算 | 20    | 1.2%   | 21    | 1.1%   |

加算の状況 (H27改定・H30改定)

「総合マネジメント体制強化加算」が87.9%  
(昨年85.9%)

訪問体制強化加算が43.6% (同40.3%)

若年性認知症受入加算15.1% (同15.7%)

栄養スクリーニング加算7.1% (同5.8%)

生活機能向上連携加算7.2% (同6.8%)

介護職員等特定処遇加算Ⅰ40.5% (同33.3%)

介護職員等特定処遇加算Ⅱ28.2% (同21.7%)

その他の加算：例年と同様の傾向である。

## 新規利用者と契約終了者★短期利用居宅介護

### (5) 新規利用者

#### 新規契約者数

| 人数     | 該当数   | 割合     |
|--------|-------|--------|
| 全体     | 1,613 | 100.0% |
| 3人以下   | 191   | 11.8%  |
| 4～5人   | 249   | 15.4%  |
| 6～10人  | 630   | 39.1%  |
| 11～12人 | 172   | 10.7%  |
| 13人以上  | 371   | 23.0%  |
| 平均値    | 9.4   |        |

#### 新規契約者の要介護度

| 要介護度 | 該当数    | 割合     |
|------|--------|--------|
| 要支援1 | 843    | 5.6%   |
| 要支援2 | 965    | 6.4%   |
| 要介護1 | 4,601  | 30.5%  |
| 要介護2 | 3,529  | 23.4%  |
| 要介護3 | 2,647  | 17.5%  |
| 要介護4 | 1,729  | 11.5%  |
| 要介護5 | 778    | 5.2%   |
| 合計   | 15,092 | 100.0% |

### (6) 契約終了者

#### 契約終了者数

| 人数     | 該当数   | 割合     |
|--------|-------|--------|
| 総計     | 1,608 | 100.0% |
| 3人以下   | 232   | 14.4%  |
| 4～5人   | 289   | 18.0%  |
| 6～10人  | 667   | 41.5%  |
| 11～12人 | 154   | 9.6%   |
| 13人以上  | 266   | 16.5%  |
| 平均値    | 8.1   |        |

#### 契約終了者の要介護度

| 要介護度 | 該当数    | 割合     |
|------|--------|--------|
| 要支援1 | 318    | 2.4%   |
| 要支援2 | 522    | 4.0%   |
| 要介護1 | 2,719  | 20.8%  |
| 要介護2 | 2,825  | 21.6%  |
| 要介護3 | 2,977  | 22.8%  |
| 要介護4 | 2,289  | 17.5%  |
| 要介護5 | 1,432  | 10.9%  |
| 合計   | 13,082 | 100.0% |

新規利用者は要介護2以下で65.9%（昨年68.8%）、契約終了者は要介護3以上で51.2%（同55.8%）となっており、要介護度の高い方が抜けて要介護度の低い方が利用される流れは昨年と同様である。

### (7) 短期利用居宅介護の届け出

| 短期利用居宅介護利用の届け出の有無 | 該当数   | 割合     |
|-------------------|-------|--------|
| 全体                | 1,620 | 100.0% |
| 届け出をしている          | 532   | 32.8%  |
| 届け出をしていない         | 1,088 | 67.2%  |

### (8) 短期利用居宅介護の利用状況

|        | 2020年 |        | 2019年 |        | 2018年 |        |
|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|
|        | 該当数   | 割合     | 該当数   | 割合     | 該当数   | 割合     |
| 全体     | 522   | 100.0% | 1,726 | 100.0% | 1,824 | 100.0% |
| 利用があった | 75    | 14.4%  | 279   | 16.2%  | 373   | 20.4%  |
| 利用なし   | 447   | 85.6%  | 1,447 | 83.8%  | 1,451 | 79.6%  |

### (9) 短期利用居宅介護に活用できる部屋数(10月末日)

| 年度   | 平均値 |
|------|-----|
| 2020 | 1.8 |
| 2019 | 1.6 |
| 2018 | 2.1 |
| 2017 | 1.7 |

### (10) 令和2年10月の1か月間の短期利用居宅介護の利用数

| 年度   | 利用人数平均(人) | 延べ利用日数平均(日) |
|------|-----------|-------------|
| 2020 | 2.5       | 20.5        |
| 2019 | 5.6       | 53.8        |
| 2018 |           | 270.3       |
| 2017 |           | 165.6       |

届出をしているところが、32.8%と全体の1/3にとどまり、利用があったところは14.4%とさらに少ない。令和3年度介護報酬改定を受けて、短期利用の活用方法が変更となることから、来年の状況は変化することが予想される。



# 全国の小規模多機能型居宅介護への実態調査(R02悉皆調査)

## サービス提供体制・スタッフの状況

### (11)職員数

|         |    | (平均人数) |      |      |      |
|---------|----|--------|------|------|------|
|         |    | 常勤     |      | 非常勤  |      |
| 職員総数    |    | 15.40  |      |      |      |
| 常勤・非常勤  |    | 8.54   |      | 6.86 |      |
| 常勤換算人数  |    | 11.89  |      |      |      |
|         |    | 常勤     |      | 非常勤  |      |
|         |    | 実人員    | 常勤換算 | 実人員  | 常勤換算 |
| 管理者     | 専従 | 0.26   | 0.26 |      |      |
|         | 兼務 | 0.74   | 0.33 |      |      |
| 計画作成担当者 | 専従 | 0.23   | 0.23 | 0.10 | 0.07 |
|         | 兼務 | 0.74   | 0.34 | 0.06 | 0.02 |
| 看護職員    | 専従 | 0.63   | 0.62 | 0.68 | 0.30 |
|         | 兼務 | 0.17   | 0.08 | 0.14 | 0.04 |
| 介護職員    | 専従 | 6.05   | 6.07 | 5.09 | 2.60 |
|         | 兼務 | 0.91   | 0.49 | 0.40 | 0.16 |
| その他     | 専従 | 0.08   | 0.08 | 0.51 | 0.21 |
|         | 兼務 | 0.07   | 0.03 | 0.09 | 0.03 |

### (12-1)人員基準上、必要な日中の職員配置(1日あたり)

| 必要な配置人数 | 該当数   | 割合     | 該当数  | 平均  |
|---------|-------|--------|------|-----|
| 該当数     | 1,575 | 100.0% | 1575 | 5.5 |
| 3人未満    | 23    | 1.5%   |      |     |
| 3～4人未満  | 102   | 6.5%   |      |     |
| 4～5人未満  | 222   | 14.1%  |      |     |
| 5～6人未満  | 461   | 29.3%  |      |     |
| 6～7人未満  | 460   | 29.2%  |      |     |
| 7～8人未満  | 228   | 14.5%  |      |     |
| 8～9人未満  | 54    | 3.4%   |      |     |
| 9～10人未満 | 9     | 0.6%   |      |     |
| 10人以上   | 16    | 1.0%   |      |     |

### (12-2)令和元年度の通いの平均利用人数(1日あたり)

| 該当数   | 平均   |
|-------|------|
| 1,538 | 11.2 |

職員数の平均をみると、総数が15.40人、常勤が8.54人、非常勤が6.86人で、常勤換算人数は11.89人となっている。介護職員については、常勤職員の常勤換算で専従が6.07人、兼務が0.49人、非常勤職員の常勤換算で専従が2.60人、兼務が0.16人で、合わせて9.32人となり、総数（常勤換算）の概ね8割を占めている。

人員基準上、必要な日中の職員配置は、1日あたり平均で5.5人、通いの平均利用人数は、1日あたり11.2人となっており、平均値で見ると通いの平均利用人数11.2÷12人となり、必要な職員配置は5人（3:1→12:4 +1=5人）となることから、+0.5人の配置で日中帯を運営していることがわかる。

### (参考) 人手不足感

人手不足感では「充分足りている」と「ほぼ足りている」を足した「足りている」が53.2%  
「あまり足りていない」と「まったく足りていない」を足した「足りていない」は46.8%

## 収支の状況

(13) 収支の状況

|          | 2020  |        |
|----------|-------|--------|
|          | 該当数   | 割合     |
| 全 体      | 1,580 | 100.0% |
| 黒字       | 431   | 27.3%  |
| ほぼ均衡している | 478   | 30.3%  |
| 赤字       | 555   | 35.1%  |
| 不明       | 116   | 7.3%   |

(注)「2020」は調査年であり、収支は2019(令和元年)度のもの

(参考) 収支の要因

黒字化につながる要因としては

「利用者と長いお付き合いができ、重度になっても利用し続ける利用者が増えた」37.9%、「加算取得により収入が増えた」22.0%

赤字化につながる要因としては

「新規利用者は軽度者が多く、契約終了者は重度者が多いため」40.9%、「特養が要介護3以上と限定されたため、要介護3以上になると特養に行ってしまう」24.8%

(参考)

収支差率については、様々な見方ができるが、令和2年度経営実態調査では3.1%と発表されており、本調査でも3.25%となっている。分布では+5~10%未満15.3%、+10%以上24.0%と、プラスの値が高い事業所が全体の割合を押し上げているようにも見える。

(14) 人件費率

| 人件費率  | 2020  |        | 2019  |        |
|-------|-------|--------|-------|--------|
|       | 該当数   | 割合     | 該当数   | 割合     |
| 総計    | 1,162 | 100.0% | 1,181 | 100.0% |
| 50%以下 | 81    | 7.0%   | 89    | 7.5%   |
| 60%以下 | 200   | 17.2%  | 214   | 18.1%  |
| 70%以下 | 334   | 28.7%  | 349   | 29.6%  |
| 80%以下 | 295   | 25.4%  | 296   | 25.1%  |
| 90%以下 | 148   | 12.7%  | 136   | 11.5%  |
| 90%超  | 104   | 9.0%   | 97    | 8.2%   |
| 平均値   | 71.3  |        | 70.9  |        |

(15) 収支差率の把握

| 内容       | 平成30年度分 |        | 令和元年度分 |        |
|----------|---------|--------|--------|--------|
|          | 該当数     | 割合     | 該当数    | 割合     |
| 全体       | 1,361   | 100.0% | 1,374  | 100.0% |
| 把握できている  | 522     | 38.4%  | 572    | 41.6%  |
| 把握できていない | 839     | 61.6%  | 802    | 58.4%  |

(16) 収支差率

| 人件費率      | 平成30年度分 |        | 令和元年度分 |        |
|-----------|---------|--------|--------|--------|
|           | 該当数     | 割合     | 該当数    | 割合     |
| 全体        | 479     | 100.0% | 529    | 100.0% |
| -5%未満     | 75      | 15.7%  | 72     | 13.6%  |
| -5%~±0%未満 | 41      | 8.6%   | 50     | 9.5%   |
| ±0%~+2%未満 | 93      | 19.4%  | 111    | 21.0%  |
| +2%~+5%未満 | 74      | 15.4%  | 88     | 16.6%  |
| +5%~10%未満 | 84      | 17.5%  | 81     | 15.3%  |
| 10%以上     | 112     | 23.4%  | 127    | 24.0%  |
| 平均値(%)    | 2.96    |        | 3.25   |        |

# 全国の小規模多機能型居宅介護への実態調査(R02悉皆調査)

## 通い、訪問、宿泊の利用状況【通い】

(17-1) 通いの利用状況

| 内 容                           | 数 当 該 | 割 合    |
|-------------------------------|-------|--------|
| 全 体                           | 1,584 | 100.0% |
| 短時間の利用                        | 1,388 | 87.6%  |
| 長時間の利用により、宿泊せずに自宅に軸を置いた支援の場   | 1,347 | 85.0%  |
| 1日複数回の通い                      | 443   | 28.0%  |
| 令和2年10月の1か月間で、まったく通いを利用していない人 | 898   | 56.7%  |

(17-5) 1日複数回利用の最高通い回数

| 回 数 | 数 当 該 | 割 合    |
|-----|-------|--------|
| 全 体 | 427   | 100.0% |
| 2回  | 348   | 81.5%  |
| 3回  | 59    | 13.8%  |
| 4回  | 13    | 3.0%   |
| 5回  | 7     | 1.6%   |

(17-2) 令和2年10月1か月間の「通い」の利用状況

| 内 容                            | 該当数   | 平均   |
|--------------------------------|-------|------|
| 通いの最短時間（時間）                    | 1,377 | 3.0  |
| 通いの最長利用時間（時間）                  | 1,339 | 10.0 |
| 1日複数回利用の最高通い回数                 | 427   | 2.2  |
| 令和2年10月の1か月間で、まったく通いを利用していない人数 | 890   | 2.3  |
| 通い回数0回の利用者数の登録者数に対する割合（%）      | 890   | 10.7 |

(17-6)

通い回数0回の利用者数の登録者数に対する割合

| 区 分   | 数 当 該 | 割 合    |
|-------|-------|--------|
| 全 体   | 890   | 100.0% |
| 10%未満 | 555   | 62.4%  |
| 20%未満 | 238   | 26.7%  |
| 30%以上 | 97    | 10.9%  |

(17-3) 通いの最短利用時間

| 時 間     | 数 当 該 | 割 合    |
|---------|-------|--------|
| 全 体     | 1,377 | 100.0% |
| 1時間未満   | 43    | 3.1%   |
| 1～2時間未満 | 247   | 17.9%  |
| 2～3時間未満 | 314   | 22.8%  |
| 3～4時間未満 | 309   | 22.4%  |
| 4～5時間未満 | 260   | 18.9%  |
| 5時間以上   | 204   | 14.8%  |

(17-4) 通いの最長利用時間

| 時 間       | 数 当 該 | 割 合    |
|-----------|-------|--------|
| 全 体       | 1,339 | 100.0% |
| 8時間未満     | 98    | 7.3%   |
| 8～10時間未満  | 433   | 32.3%  |
| 10～12時間未満 | 558   | 41.7%  |
| 12時間以上    | 250   | 18.7%  |

短時間の通い：通いの短時間の利用が87.6%となっており、平均で3.0時間である。また1日複数回の通いで最も多いのは2回で81.5%となっておりことから、提供時間で拘束するのではない、利用者のライフスタイルの中でのニーズに柔軟に対応している様子がうかがえる。

長時間の通い：長時間の受入をすることで宿泊せずに支えている割合は85.0%となっており、平均で10.0時間、割合では10～12時間未満が41.7%が最多、12時間以上も18.7%となっている。



## 通い、訪問、宿泊の利用状況【訪問】

(18-1) 訪問の利用状況

| 内 容                    | 数 当 該 | 割 合    |
|------------------------|-------|--------|
| 全 体                    | 1,606 | 100.0% |
| 短時間の訪問                 | 1,514 | 94.3%  |
| 長時間の訪問                 | 1,352 | 84.2%  |
| 一番早い訪問時間               | 1,424 | 88.7%  |
| 一番遅い訪問時間               | 1,407 | 87.6%  |
| 1日複数回の訪問               | 1,360 | 84.7%  |
| 1か月間で、まったく訪問を利用していない人  | 1,353 | 84.2%  |
| 夜間、職員が利用者宅に宿泊して支援したケース | 15    | 0.9%   |

(18-6) 1日複数回訪問回数

| 回 数  | 数 当 該 | 割 合    |
|------|-------|--------|
| 全 体  | 1,340 | 100.0% |
| 2回   | 375   | 28.0%  |
| 3回   | 501   | 37.4%  |
| 4回   | 232   | 17.3%  |
| 5～7回 | 164   | 12.2%  |
| 8回以上 | 68    | 5.1%   |

(18-7) 訪問回数0回の利用者数の登録者数に対する割合

| 区 分      | 数 当 該 | 割 合    |
|----------|-------|--------|
| 全 体      | 1331  | 100.0% |
| 20%未満    | 212   | 15.9%  |
| 20～40%未満 | 361   | 27.1%  |
| 40～60%未満 | 390   | 29.3%  |
| 60～80%未満 | 232   | 17.4%  |
| 80%以上    | 136   | 10.2%  |

(18-2) 訪問の最短時間

| 時 間      | 数 当 該 | 割 合    |
|----------|-------|--------|
| 全 体      | 1,509 | 100.0% |
| 5分未満     | 52    | 3.4%   |
| 5～10分未満  | 425   | 28.2%  |
| 10～15分未満 | 491   | 32.5%  |
| 15～30分未満 | 364   | 24.1%  |
| 30分以上    | 177   | 11.7%  |

(18-3) 訪問の最長時間

| 時 間          | 数 当 該 | 割 合    |
|--------------|-------|--------|
| 全 体          | 1,339 | 100.0% |
| 30分未満        | 54    | 4.0%   |
| 30分～1時間未満    | 347   | 25.9%  |
| 1時間～1時間30分未満 | 524   | 39.1%  |
| 1時間30分以上     | 414   | 30.9%  |

(18-4) 一番早い訪問時間帯

| 時 間   | 数 当 該 | 割 合    |
|-------|-------|--------|
| 全 体   | 1,370 | 100.0% |
| 7時以前  | 84    | 6.1%   |
| 7時台   | 271   | 19.8%  |
| 8時台   | 625   | 45.6%  |
| 9時台   | 266   | 19.4%  |
| 10時以降 | 124   | 9.1%   |

(18-5) 一番遅い訪問時間帯

| 時 間   | 数 当 該 | 割 合    |
|-------|-------|--------|
| 全 体   | 1,400 | 100.0% |
| 16時以前 | 105   | 7.5%   |
| 16時台  | 200   | 14.3%  |
| 17時台  | 373   | 26.6%  |
| 18時台  | 291   | 20.8%  |
| 19時台  | 217   | 15.5%  |
| 20時以降 | 214   | 15.3%  |

訪問の最短時間は10～15分未満が32.5%、次いで5～10分未満が28.2%、最長時間は1時間～1時間30分で39.1%、次いで1時間半以上も30.9%ある。

一番早い時間は8時台が45.6%、次いで7時台が19.8%、遅い訪問時間帯は17時台が26.6%ある一方で20時以降も15.3%あることがうかがえる。

1日複数回の訪問は、最多が3回で37.4%となっており、8回以上も5.1%（月換算：利用者1名で240回）もある。

## 通い、訪問、宿泊の利用状況【宿泊】

### (19-1) 宿泊の利用状況

| 内 容                           | 数 当 該 | 割 合    |
|-------------------------------|-------|--------|
| 全 体                           | 1,536 | 100.0% |
| 連泊されていて、夜は泊まって日中は自宅に帰っている利用者  | 332   | 21.6%  |
| 令和2年10月の1か月間で、急な（予定外）宿泊の受入    | 858   | 55.9%  |
| ペット（愛玩動物）同伴の宿泊                | 5     | 0.3%   |
| 家族同伴の宿泊                       | 23    | 1.5%   |
| 令和2年10月の1か月間で、まったく宿泊を利用していない人 | 1,469 | 95.6%  |

### (19-2) 令和2年10月1か月間の「宿泊」の利用状況

| 内 容                            | 該 当 数 | 平 均  |
|--------------------------------|-------|------|
| 連泊されていて、夜は泊まって日中は自宅に帰っている利用者数  | 330   | 1.9  |
| 連泊していて日中は在宅の利用者数の登録者数に対する割合（%） | 330   | 8.9  |
| 令和2年10月の1か月間で、急な（予定外）宿泊の受入人数   | 850   | 2.2  |
| 急な（予定外）宿泊の受入人数割合（%）            | 850   | 10.2 |
| 令和2年10月の1か月間で、まったく宿泊を利用していない人数 | 1,454 | 12.6 |
| 宿泊回数0回の利用者数の登録者数に対する割合（%）      | 1,454 | 59.0 |

### (19-3) 連泊していて日中は在宅の利用者数の登録者数に対する割合

| 区 分   | 数 当 該 | 割 合    |
|-------|-------|--------|
| 全 体   | 330   | 100.0% |
| 10%未満 | 241   | 73.0%  |
| 20%未満 | 59    | 17.9%  |
| 30%以上 | 30    | 9.1%   |

### (19-4) 急な（予定外）宿泊の受入人数割合

| 区 分   | 数 当 該 | 割 合    |
|-------|-------|--------|
| 全 体   | 850   | 100.0% |
| 10%未満 | 543   | 63.9%  |
| 20%未満 | 231   | 27.2%  |
| 30%以上 | 76    | 8.9%   |

### (19-5) 宿泊回数0回の利用者数の登録者数に対する割合

| 区 分      | 数 当 該 | 割 合    |
|----------|-------|--------|
| 全 体      | 1,454 | 100.0% |
| 20%未満    | 59    | 4.1%   |
| 20～40%未満 | 181   | 12.4%  |
| 40～60%未満 | 487   | 33.5%  |
| 60～80%未満 | 496   | 34.1%  |
| 80%以上    | 231   | 15.9%  |

連泊されていて日中は自宅に帰っている利用者がある事業所は21.6%、平均で1.9名となっている。  
連泊者の日中の在宅の利用者数の登録者数に対する割合（連泊者の登録者に対する割合／住まい系除く）8.9%となっている。

急な（予定外）の宿泊の受入があった事業所は55.9%となっており、その人数は2.2名となっている。  
また、ペット同伴での宿泊を受け入れしている事業所や、家族同伴で宿泊している事業所もある。

## 新型コロナウイルス感染症-①

(20) 新型コロナウイルス感染症の影響の有無

| 有 無     | 数 当 該 | 割 合    |
|---------|-------|--------|
| 全 体     | 1,649 | 100.0% |
| 影響があった  | 1,408 | 85.4%  |
| 影響はなかった | 207   | 12.6%  |
| わからない   | 34    | 2.1%   |

(21) 事業所において影響のあった事柄

| 内 容        | 数 当 該 | 割 合    |
|------------|-------|--------|
| 全 体        | 1,184 | 100.0% |
| 利用者が減った    | 392   | 33.1%  |
| 利用者が増えた    | 38    | 3.2%   |
| 職員が減った     | 137   | 11.6%  |
| 職員が増えた     | 11    | 0.9%   |
| 収入が減った     | 329   | 27.8%  |
| 収入が増えた     | 21    | 1.8%   |
| 支出（経費）が増えた | 752   | 63.5%  |
| 支出（経費）が減った | 31    | 2.6%   |
| その他        | 337   | 28.5%  |

(22) サービス内容（通い、訪問、宿泊、ケアマネジメント）への影響

| 内 容                 | 数 当 該 | 割 合    |
|---------------------|-------|--------|
| 全 体                 | 1,374 | 100.0% |
| 通いで外出の機会が減った        | 1,030 | 75.0%  |
| 通いでの交流の機会が減った       | 808   | 58.8%  |
| 通いの回数を減らしていただいた     | 415   | 30.2%  |
| 利用者や家族の希望で通い回数を減らした | 351   | 25.5%  |
| 宿泊日数・回数を減らしていただいた   | 153   | 11.1%  |
| 宿泊日数・回数が増えた         | 261   | 19.0%  |
| 訪問回数を減らしていただいた      | 125   | 9.1%   |
| 訪問回数が増えた            | 254   | 18.5%  |
| 訪問による支援を断られた        | 75    | 5.5%   |
| 介護支援専門員の訪問を断られた     | 100   | 7.3%   |
| 利用者の状態把握が難しくなった     | 184   | 13.4%  |
| 利用者の意向を把握しにくくなった    | 159   | 11.6%  |
| 家族・介護者の意向を把握しにくくなった | 288   | 21.0%  |
| その他                 | 80    | 5.8%   |
| 特になし                | 69    | 5.0%   |

新型コロナウイルス感染症の影響について、「影響があった」は85.4%のぼった。影響のあった事柄としては、「支出（経費）が増えた」が最多で63.5%、次いで「利用者が減った」が33.1%、「収入が減った」が27.8%と続く。

サービス内容としては、通いについては「外出の機会が減った」が75.0%と最多で、次いで「交流の機会が減った」が58.8%となっている。宿泊では「宿泊日数・回数が増えた」が19.0%、訪問では「訪問が増えた」が18.5%となっており、「家族・介護者の意向を把握しにくくなった」も21.0%となっている。

## 新型コロナウイルス感染症-②

(23) サービス内容(通い、訪問等)への影響に対して工夫したこと

| 区 分                  | 数 当 該 | 割 合    |
|----------------------|-------|--------|
| 全 体                  | 1,343 | 100.0% |
| 通いの回数を増やした           | 95    | 7.1%   |
| 訪問回数を増やした            | 327   | 24.3%  |
| 宿泊者・日数を増やした          | 242   | 18.0%  |
| 事業所内で交流する機会を増やした     | 405   | 30.2%  |
| 事業所内で体を動かす機会を増やした    | 758   | 56.4%  |
| 利用者へ意図的に話しかける回数が増やした | 460   | 34.3%  |
| 調理や配膳など意図的に機会を増やした   | 180   | 13.4%  |
| 特に工夫はしていない           | 165   | 12.3%  |

(24) 利用者において新型コロナの影響と思われる事柄

| 内 容                | 数 当 該 | 割 合    |
|--------------------|-------|--------|
| 全 体                | 1,357 | 100.0% |
| 活動量が低下した           | 730   | 53.8%  |
| できないことが増えた         | 342   | 25.2%  |
| 気力が低下した            | 339   | 25.0%  |
| 悪化した               | 105   | 7.7%   |
| 散歩や外出の機会が減った・なくなった | 1,154 | 85.0%  |
| 交流の機会が減った・なくなった    | 1,069 | 78.8%  |
| 認知症による混乱が深まった方が増えた | 293   | 21.6%  |
| 利用者の役割や活躍の場が減った    | 580   | 42.7%  |
| その他                | 44    | 3.2%   |

(25) 感染の不安からくる"利用控え"を防ぎ、円滑な支援が継続できるように行った工夫

| 内 容                                 | 数 当 該 | 割 合    |
|-------------------------------------|-------|--------|
| 全 体                                 | 1,348 | 100.0% |
| 利用者、家族・介護者へ感染症に関する情報を提供した           | 978   | 72.6%  |
| 利用者、家族・介護者へ自宅でできる感染予防対策を伝えた         | 840   | 62.3%  |
| 利用者、家族・介護者へ行政や関係機関からの感染症に関する情報を提供した | 726   | 53.9%  |
| 日頃から利用者、家族・介護者へ感染症が発生した際の対応方法を話した   | 702   | 52.1%  |
| 事業所の感染予防対策を決めて利用者、家族・介護者へ説明した       | 1,062 | 78.8%  |
| 利用者、家族・介護者に対する相談の機会を増やした            | 248   | 18.4%  |
| 主治医と感染症発生時の対応を協議し、利用者、家族介護者と共有した    | 179   | 13.3%  |
| 利用者の健康観察の頻度を増やした                    | 869   | 64.5%  |
| 自宅での生活状況を確認する頻度を増やし、異変の早期発見に努めた     | 502   | 37.2%  |
| 利用中の様子を今まで以上に伝えた                    | 349   | 25.9%  |
| 運営推進会議などを活用して、地域住民に感染予防について周知を図った   | 336   | 24.9%  |
| 行政や地域包括支援センターとの感染症に関する情報共有を密にした     | 341   | 25.3%  |
| 他の事業所と連携して、事業所近隣の感染症に対する不安の軽減に努めた   | 222   | 16.5%  |
| その他                                 | 32    | 2.4%   |

サービス内容への影響に対しての工夫については、「事業所内で体を動かす機会を増やした」が56.4%、「利用者へ意図的に話しかける回数が増やした」が34.3%と続いている。

利用者への影響としては、「交流の機会が減った・なくなった」が78.8%、「活動量が低下した」が53.8%となっている。

感染の不安からくる“利用控え”への工夫については、感染対策を決めて利用者、家族介護者へ説明」が78.8%、次いで「利用者、家族・介護者へ感染症に関する情報提供をした」が72.6%となっている。



## 新型コロナウイルス感染症-③

### (26) 過去の利用状況との比較

#### ◆令和元年10月

| 項 目          | 該当数   | 平均   |
|--------------|-------|------|
| 実登録者数        | 1,606 | 21.1 |
| 1日あたりの通い人数   | 1,583 | 11.3 |
| 1日あたりの延べ訪問回数 | 1,569 | 11.2 |
| 1日あたりの宿泊人数   | 1,588 | 4.3  |

#### ◆令和2年5月

| 該当数   | 平均   |
|-------|------|
| 1,612 | 20.7 |
| 1,600 | 10.7 |
| 1,585 | 11.5 |
| 1,588 | 4.2  |

#### ◆令和元年10月と令和2年5月の比較

| 該当数   | 平均   |
|-------|------|
| 1,595 | -0.3 |
| 1,577 | -0.6 |
| 1,562 | 0.3  |
| 1,571 | -0.1 |

令和元年10月と令和2年5月の比較では、大きな差異は認められない。

### (27) 令和2年5月の登録者数の令和元年10月に対する増減

| 増減状況          | 該当数   | 割合     |
|---------------|-------|--------|
| 全 体           | 1,595 | 100.0% |
| 増加（3人以上）      | 178   | 11.2%  |
| ほぼ変化なし（±2人以内） | 1,144 | 71.7%  |
| 減少（3人以上）      | 273   | 17.1%  |

### (28) 令和2年5月の1日当り通い人数の令和元年10月に対する増減

| 増減状況          | 該当数   | 割合     |
|---------------|-------|--------|
| 全 体           | 1,577 | 100.0% |
| 増加（3回以上）      | 49    | 3.1%   |
| ほぼ変化なし（±2回以内） | 1,352 | 85.7%  |
| 減少（3回以上）      | 176   | 11.2%  |

### (29) 令和2年5月の1日当り訪問回数の令和元年10月に対する増減

| 増減状況          | 該当数   | 割合     |
|---------------|-------|--------|
| 全 体           | 1,562 | 100.0% |
| 増加（6回以上）      | 87    | 5.6%   |
| ほぼ変化なし（±5回以内） | 1,413 | 90.5%  |
| 減少（6回以上）      | 62    | 4.0%   |

### (30) 令和2年5月の1日当り宿泊人数の令和元年10月に対する増減

| 増減状況          | 該当数   | 割合     |
|---------------|-------|--------|
| 全 体           | 1,571 | 100.0% |
| 増加（3回以上）      | 22    | 1.4%   |
| ほぼ変化なし（±2回以内） | 1,518 | 96.6%  |
| 減少（3回以上）      | 31    | 2.0%   |

### (31) 職員数の変動

| 増減状況     | 該当数   | 割合     |
|----------|-------|--------|
| 全 体      | 1,619 | 100.0% |
| 以前より減った  | 447   | 27.6%  |
| 以前より増えた  | 241   | 14.9%  |
| 以前と変わらない | 931   | 57.5%  |

### (32) 職員の増減数

| 区 分   | 該当数 | 平均  |
|-------|-----|-----|
| 減った人数 | 419 | 1.9 |
| 増えた人数 | 209 | 2.0 |

令和元年10月と令和2年5月の比較では「通い」は増加3.1%より減少11.2%が高くなっており、その他「訪問」「宿泊」は増減が同程度の割合となっている。職員数については「以前と変わらない」が57.5%と最多となっている。

## 新型コロナウイルス感染症-④

(33) 今年度の収支状況の見込み

| 区 分     | 該当数   | 割合     |
|---------|-------|--------|
| 全 体     | 1,541 | 100.0% |
| 黒字見込    | 368   | 23.9%  |
| ほぼ均衡の見込 | 509   | 33.0%  |
| 赤字見込    | 516   | 33.5%  |
| 不明      | 148   | 9.6%   |

(13) 収支の状況(再掲)

|          | 2020  |        |
|----------|-------|--------|
|          | 該当数   | 割合     |
| 全 体      | 1,580 | 100.0% |
| 黒字       | 431   | 27.3%  |
| ほぼ均衡している | 478   | 30.3%  |
| 赤字       | 555   | 35.1%  |
| 不明       | 116   | 7.3%   |

(注)「2020」は調査年であり、収支は2019(令和元年)度のもの

今年度の収支見込では、「赤字見込」33.5%、次いで「ほぼ均衡」33.0%、「黒字見込」23.9%となっている。参考に

(13) 収支の状況と比較してみると、以下のとおり。

(33) 今年の見込「赤字見込」33.5%、「ほぼ均衡」33.0%、「黒字見込」23.9%、「不明」9.6%

(13) 令和元年度「赤字」35.1%、「ほぼ均衡」30.3%、「黒字」27.3%、「不明」7.3%

(34) 運営推進会議の開催状況

| 状 況                   | 該当数   | 割合     |
|-----------------------|-------|--------|
| 全 体                   | 1,600 | 100.0% |
| 通常通り開催している            | 513   | 32.1%  |
| 持ち回りで開催している           | 124   | 7.8%   |
| WEB(オンライン)を活用して開催している | 34    | 2.1%   |
| 開催できていない              | 929   | 58.1%  |

運営推進会議の開催状況では、「開催できていない」が58.1%と最多で、通常通り開催しているところも32.1%ある。

(35) 新型コロナウイルス感染症マニュアルの策定状況

| 状 況           | 該当数   | 割合     |
|---------------|-------|--------|
| 全 体           | 1,633 | 100.0% |
| マニュアルを策定している  | 1,138 | 69.7%  |
| マニュアルを策定していない | 205   | 12.6%  |
| 策定中           | 290   | 17.8%  |

(36) 事業継続計画(BCP)の策定状況

| 状 況                 | 該当数   | 割合     |
|---------------------|-------|--------|
| 全 体                 | 1,491 | 100.0% |
| 事業継続計画(BCP)を策定している  | 457   | 30.7%  |
| 事業継続計画(BCP)を策定していない | 658   | 44.1%  |
| 事業継続計画(BCP)を策定中     | 376   | 25.2%  |

新型コロナウイルス感染症マニュアルについては、79.7%が策定しており、事業継続計画(BCP)については「策定していない」が44.1%、「策定している」が30.7%となっている。

## 個票による利用者属性の分析-①

(37) 男女比

| 男女比 | 2020   | 2019   | 2018   |
|-----|--------|--------|--------|
| 回答数 | 34,014 | 37,637 | 38,872 |
| 全体  | 100.0% | 100.0% | 100.0% |
| 女性  | 73.5%  | 73.5%  | 73.4%  |
| 男性  | 26.5%  | 26.5%  | 26.6%  |

(38) 年齢

| 平均年齢 | 2020   | 2019   | 2018   |
|------|--------|--------|--------|
| 回答数  | 33,948 | 37,387 | 38,617 |
| 全体   | 85.4   | 85.3   | 85.0   |
| 女性   | 86.1   | 85.9   | 85.7   |
| 男性   | 83.5   | 83.4   | 83.1   |

(39) 要介護度(割合)

| 要介護度 | 2020   | 2019   | 2018   |
|------|--------|--------|--------|
| 回答数  | 34,026 | 37,606 | 38,834 |
| 全体   | 100.0% | 100.0% | 100.0% |
| 要支援1 | 4.6%   | 4.5%   | 4.7%   |
| 要支援2 | 6.0%   | 6.4%   | 6.2%   |
| 要介護1 | 26.8%  | 26.4%  | 26.2%  |
| 要介護2 | 24.7%  | 25.2%  | 25.0%  |
| 要介護3 | 18.7%  | 18.4%  | 18.6%  |
| 要介護4 | 12.5%  | 12.2%  | 12.3%  |
| 要介護5 | 6.8%   | 6.8%   | 6.9%   |
| 審査中  | 0.0%   | 0.0%   | 0.0%   |

(40) 日常生活自立度

| 日常生活自立度 | 2020   | 2019   | 2018   |
|---------|--------|--------|--------|
| 回答数     | 31,201 | 34,829 | 35,294 |
| 全体      | 100.0% | 100.0% | 100.0% |
| 自立      | 2.4%   | 2.5%   | 2.3%   |
| J1      | 4.6%   | 4.8%   | 5.2%   |
| J2      | 15.2%  | 14.8%  | 14.9%  |
| A1      | 23.1%  | 23.3%  | 24.0%  |
| A2      | 26.7%  | 26.5%  | 26.1%  |
| B1      | 11.2%  | 10.9%  | 10.9%  |
| B2      | 12.3%  | 12.4%  | 12.0%  |
| C1      | 2.5%   | 2.6%   | 2.3%   |
| C2      | 2.0%   | 2.3%   | 2.3%   |

(41) 登録時の要介護度と現在の要介護度

| 要介護度 | 登録時の要介護度 | 現在の要介護度 |
|------|----------|---------|
| 要支援1 | 2,487    | 1,551   |
| 要支援2 | 2,796    | 2,034   |
| 要介護1 | 11,297   | 9,104   |
| 要介護2 | 7,382    | 8,421   |
| 要介護3 | 4,663    | 6,374   |
| 要介護4 | 2,899    | 4,241   |
| 要介護5 | 1,094    | 2,301   |
| 審査中  | 29       | 0       |
| 合計   | 32,647   | 34,026  |

登録時の平均要介護度 : 1.81  
現在の平均要介護度 : 2.20

(42) 認知症の日常生活自立度

| 認知症自立度 | 2020   | 2019   | 2018   |
|--------|--------|--------|--------|
| 回答数    | 31,851 | 35,449 | 36,401 |
| 全体     | 100.0% | 100.0% | 100.0% |
| 自立     | 6.9%   | 7.1%   | 7.0%   |
| I      | 15.0%  | 14.5%  | 14.4%  |
| IIa    | 14.1%  | 14.4%  | 15.0%  |
| IIb    | 24.8%  | 24.3%  | 24.2%  |
| IIIa   | 21.8%  | 21.9%  | 21.7%  |
| IIIb   | 7.1%   | 7.5%   | 7.3%   |
| IV     | 8.5%   | 8.6%   | 8.8%   |
| M      | 1.8%   | 1.8%   | 1.7%   |

(43) 小規模多機能型居宅介護費

| 区分 | 回答数    | 割合     |
|----|--------|--------|
| 全体 | 29,566 | 100.0% |
| I  | 25,911 | 87.6%  |
| II | 3,655  | 12.4%  |

要介護度は要介護1が26.8%、要介護2が24.7%と比較的軽度な方が多く、日常生活自立度はA2(26.7%)、認知症の日常生活自立度はIIb(24.8%)となっている。

登録時の平均要介護度は1.81、現在の要介護度は2.20となっており、小規模多機能型居宅介護費はIが87.6%となっている。

## 個票による利用者属性の分析-②

### (44) 住まい形態

| 住まいの形態  | 2020年  | 2019年  | 2018年  |
|---------|--------|--------|--------|
| 回答数     | 33,774 | 37,260 | 38,484 |
| 全 体     | 100.0% | 100.0% | 100.0% |
| 一戸建て    | 71.2%  | 73.2%  | 73.0%  |
| 集合住宅    | 13.9%  | 12.8%  | 13.8%  |
| 高齢者住宅   | 8.1%   | 6.3%   | 6.4%   |
| 有料老人ホーム | 4.5%   | 5.3%   | 4.9%   |
| 軽費老人ホーム | 0.4%   | -      | -      |
| その他     | 2.0%   | 2.4%   | 2.0%   |

※2019年まで、有料老人ホームと軽費老人ホームを1カテゴリとして調査した。

### (45) 世帯構成

| 世帯        | 2020年  | 2019年  | 2018年  |
|-----------|--------|--------|--------|
| 回答数       | 33,362 | 37,133 | 38,412 |
| 全 体       | 100.0% | 100.0% | 100.0% |
| 独居（近居家族無） | 25.5%  | 24.1%  | 23.8%  |
| 独居（近居家族有） | 15.8%  | 14.9%  | 14.4%  |
| 配偶者と2人暮らし | 14.0%  | 14.2%  | 14.6%  |
| 子どもと2人暮らし | 13.5%  | 13.9%  | 13.4%  |
| 子ども世帯と同居  | 23.7%  | 25.1%  | 26.4%  |
| その他       | 7.5%   | 7.8%   | 7.4%   |

### (48) サービス別にみた平均利用回数(1か月あたり)

|     | 2020年  | 2019年  | 2018年  |
|-----|--------|--------|--------|
| 通い  | 15.8   | 16.5   | 16.5   |
| 訪問  | 18.7   | 17.4   | 17.7   |
| 宿泊  | 6.3    | 6.6    | 6.6    |
| 回答数 | 33,236 | 36,830 | 37,748 |

サービス別にみた利用回数では、平均で通い15.8回（昨年16.5回）宿泊6.3回（同6.6回）と減少傾向にある一方、訪問は18.7回（同17.7回）と増加傾向にある。

### (46) 紹介経路

| 紹介経路       | 2020年  | 2017年  | 2016年  |
|------------|--------|--------|--------|
| 回答数        | 32,716 | 38,452 | 39,738 |
| 全 体        | 100.0% | 100.0% | 100.0% |
| 居宅介護支援事業所  | 35.0%  | 35.9%  | 37.6%  |
| 地域包括支援センター | 22.7%  | 19.7%  | 19.0%  |
| 市町区村（包括除く） | 1.4%   | 1.2%   | 1.2%   |
| 医療機関       | 17.4%  | 16.0%  | 15.8%  |
| 運営推進会議     | 0.3%   | 0.2%   | 0.1%   |
| 地域ケア会議     | 0.2%   | 0.1%   | 0.1%   |
| 知人・近隣      | 8.5%   | 10.4%  | 10.1%  |
| その他        | 14.4%  | 16.4%  | 16.2%  |

※2018年、2019年は調査していない。

### (47) 役割発揮の場

| 役割の発揮     | 2020年  | 2019年  | 2018年  |
|-----------|--------|--------|--------|
| 回答数       | 32,771 | 36,087 | 37,063 |
| 全 体       | 100.0% | 100.0% | 100.0% |
| 自宅で       | 57.4%  | 53.5%  | 53.2%  |
| 事業所内で     | 62.5%  | 53.7%  | 57.3%  |
| 地域で       | 12.4%  | 12.1%  | 11.8%  |
| 役割発揮の場はない | 8.5%   | 13.8%  | 12.5%  |
| わからない     | 7.0%   | 8.7%   | 8.7%   |

世帯構成は、独居（近居家族無＋有）及び配偶者と2人世帯のいわゆる高齢世帯では55.3%（昨年53.2%）となっている。住居形態は一戸建てが71.2%となっている。

3年ぶりに照会経路を確認してみたところ、居宅介護支援事業所が35.0%とほぼ横ばい、地域包括支援センターが22.7%（＋3%）と増加している。

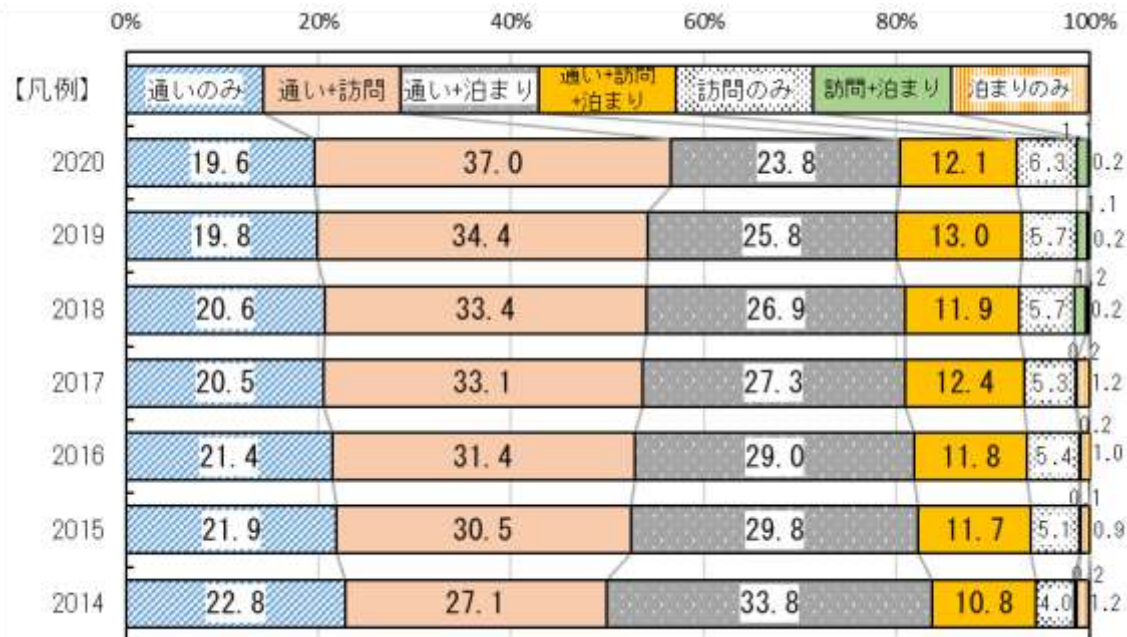
役割発揮の場は、「ない」が減少傾向で、その他の「自宅」「事業所」「地域」がともに前年から増加傾向にある。



## 個票による利用者属性の分析-③

(49)各サービスの利用タイプの状況

| 利用タイプ     | 2020   | 2019   | 2018   | 2017   | 2016   | 2015   | 2014   |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 回答数       | 33,236 | 36,515 | 37,871 | 38,475 | 39,355 | 27,594 |        |
| 全 体       | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |
| 通いのみ      | 19.6%  | 19.8%  | 20.6%  | 20.5%  | 21.4%  | 21.9%  | 22.8%  |
| 通い+訪問     | 37.0%  | 34.4%  | 33.4%  | 33.1%  | 31.4%  | 30.5%  | 27.1%  |
| 通い+泊まり    | 23.8%  | 25.8%  | 26.9%  | 27.3%  | 29.0%  | 29.8%  | 33.8%  |
| 通い+訪問+泊まり | 12.1%  | 13.0%  | 11.9%  | 12.4%  | 11.8%  | 11.7%  | 10.8%  |
| 訪問のみ      | 6.3%   | 5.7%   | 5.7%   | 5.3%   | 5.4%   | 5.1%   | 4.0%   |
| 訪問+泊まり    | 1.1%   | 1.1%   | 1.2%   | 0.2%   | 0.2%   | 0.1%   | 0.2%   |
| 泊まりのみ     | 0.2%   | 0.2%   | 0.2%   | 1.2%   | 1.0%   | 0.9%   | 1.2%   |



昨年までの傾向と大きな差はみられず、昨年と同様に「通い+訪問」が37.0%と最も多いパターンとなった。

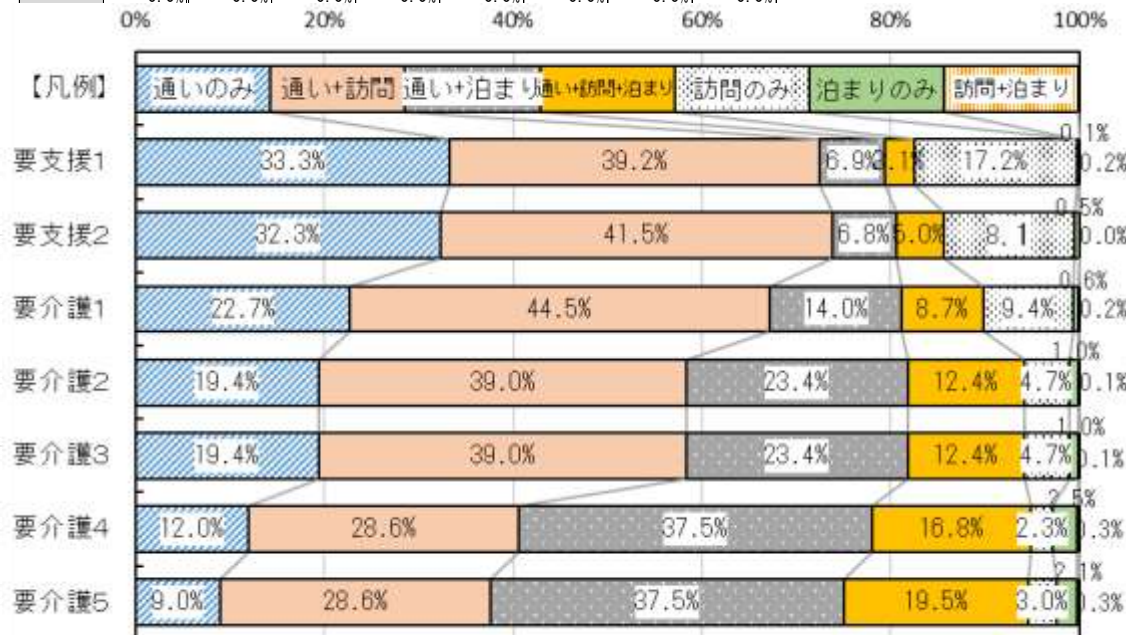
2014年からの傾向をみると、「通いのみ」「訪問のみ」「宿泊のみ」のような単独利用は減少傾向。また「通い+泊まり」も減少傾向。一方、「通い+訪問」が増加傾向となっており、「訪問」+αの組み合わせが増加傾向にあることがわかる。

## 個票による利用者属性の分析-④

(50) 利用タイプと要介護度の関係性(上段:人数 下段:割合)

|      | 該当数    | 通いのみ  | 通い+訪問  | 通い+泊まり | 通い+訪問+泊まり | 訪問のみ  | 訪問+泊まり | 泊まりのみ |
|------|--------|-------|--------|--------|-----------|-------|--------|-------|
| 全 体  | 33,196 | 6,484 | 12,271 | 7,905  | 4,012     | 2,090 | 373    | 61    |
|      | 100.0% | 19.5% | 37.0%  | 23.8%  | 12.1%     | 6.3%  | 1.1%   | 0.2%  |
| 要支援1 | 1,526  | 508   | 598    | 105    | 47        | 263   | 2      | 3     |
|      | 100.0% | 33.3% | 39.2%  | 6.9%   | 3.1%      | 17.2% | 0.1%   | 0.2%  |
| 要支援2 | 1,990  | 643   | 826    | 136    | 100       | 276   | 9      | 0     |
|      | 100.0% | 32.3% | 41.5%  | 6.8%   | 5.0%      | 13.9% | 0.5%   | 0.0%  |
| 要介護1 | 8,922  | 2,025 | 3,971  | 1,249  | 776       | 836   | 51     | 14    |
|      | 100.0% | 22.7% | 44.5%  | 14.0%  | 8.7%      | 9.4%  | 0.6%   | 0.2%  |
| 要介護2 | 8,232  | 1,599 | 3,209  | 1,928  | 1,024     | 384   | 80     | 8     |
|      | 100.0% | 19.4% | 39.0%  | 23.4%  | 12.4%     | 4.7%  | 1.0%   | 0.1%  |
| 要介護3 | 6,203  | 1,018 | 1,857  | 2,117  | 942       | 168   | 83     | 18    |
|      | 100.0% | 16.4% | 29.9%  | 34.1%  | 15.2%     | 2.7%  | 1.3%   | 0.3%  |
| 要介護4 | 4,091  | 490   | 1,172  | 1,534  | 687       | 96    | 101    | 11    |
|      | 100.0% | 12.0% | 28.6%  | 37.5%  | 16.8%     | 2.3%  | 2.5%   | 0.3%  |
| 要介護5 | 2,232  | 201   | 638    | 836    | 436       | 67    | 47     | 7     |
|      | 100.0% | 9.0%  | 28.6%  | 37.5%  | 19.5%     | 3.0%  | 2.1%   | 0.3%  |
| 審査中  | 0      | 0     | 0      | 0      | 0         | 0     | 0      | 0     |
|      | 0.0%   | 0.0%  | 0.0%   | 0.0%   | 0.0%      | 0.0%  | 0.0%   | 0.0%  |

利用タイプと要介護度の関係は、軽度ほど「通い」を軸とした利用が多く、重度になるにしたがって「宿泊」との組み合わせが増加する傾向がある。



# 全国調査の結果★利用者の役割発揮の場の有無と要介護度の変化

## (51) 役割発揮の場「あり」

(上段：人数)

(下段：割合)

|          |       | 現在の要介護度 |       |       |       |       |       |       |       |      |
|----------|-------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|
|          |       | 該当数     | 要支援 1 | 要支援 2 | 要介護 1 | 要介護 2 | 要介護 3 | 要介護 4 | 要介護 5 | 審査中  |
| 登録時の要介護度 | 全体    | 26,917  | 1,365 | 1,778 | 7,730 | 6,962 | 4,815 | 2,942 | 1,325 | 0    |
|          |       | 100.0%  | 5.1%  | 6.6%  | 28.7% | 25.9% | 17.9% | 10.9% | 4.9%  | 0.0% |
|          | 要支援 1 | 2,245   | 1,032 | 303   | 521   | 228   | 95    | 51    | 15    | 0    |
|          |       | 100.0%  | 46.0% | 13.5% | 23.2% | 10.2% | 4.2%  | 2.3%  | 0.7%  | 0.0% |
|          | 要支援 2 | 2,447   | 131   | 1,150 | 548   | 378   | 147   | 69    | 24    | 0    |
|          |       | 100.0%  | 5.4%  | 47.0% | 22.4% | 15.4% | 6.0%  | 2.8%  | 1.0%  | 0.0% |
|          | 要介護 1 | 9,694   | 120   | 164   | 5,729 | 2,103 | 1,022 | 411   | 145   | 0    |
|          |       | 100.0%  | 1.2%  | 1.7%  | 59.0% | 21.7% | 10.5% | 4.2%  | 1.5%  | 0.0% |
|          | 要介護 2 | 6,064   | 46    | 92    | 543   | 2,582 | 1,106 | 529   | 166   | 0    |
|          |       | 100.0%  | 0.8%  | 1.5%  | 9.0%  | 59.1% | 18.2% | 8.7%  | 2.7%  | 0.0% |
|          | 要介護 3 | 3,566   | 23    | 30    | 214   | 398   | 2,126 | 509   | 269   | 0    |
|          |       | 100.0%  | 0.6%  | 0.8%  | 6.0%  | 11.2% | 59.4% | 14.3% | 7.5%  | 0.0% |
|          | 要介護 4 | 2,159   | 11    | 28    | 142   | 217   | 257   | 1,200 | 224   | 0    |
|          |       | 100.0%  | 0.5%  | 1.3%  | 6.6%  | 10.1% | 11.9% | 55.6% | 10.4% | 0.0% |
|          | 要介護 5 | 722     | 1     | 9     | 32    | 53    | 58    | 90    | 47    | 0    |
|          |       | 100.0%  | 0.1%  | 1.2%  | 4.4%  | 7.3%  | 8.0%  | 12.5% | 6.5%  | 0.0% |
|          | 審査中   | 20      | 1     | 2     | 1     | 3     | 7     | 3     | 3     | 0    |
|          |       | 100.0%  | 5.0%  | 10.0% | 5.0%  | 15.0% | 35.0% | 15.0% | 15.0% | 0.0% |

要介護度の変化を役割を発揮する場の有無でみると、役割発揮の場がある場合、登録時よりも軽度になる割合(改善割合)

※ **赤枠** (登録した時よりも介護度が改善したグループ)  
**青枠** (登録した時よりも介護度が重度化したグループ)

要介護3で18.6%(昨年9.1%)

要介護4で30.4%(同33.0%)

要介護5で33.5%(同38.2%)

2倍違う  明らかに役割発揮の場「あり」が要介護度の改善を促す要素になっている

## (52) 役割発揮の場「なし」

(上段：人数)

(下段：割合)

|          |       | 現在の要介護度 |       |       |       |       |       |       |       |      |
|----------|-------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|
|          |       | 該当数     | 要支援 1 | 要支援 2 | 要介護 1 | 要介護 2 | 要介護 3 | 要介護 4 | 要介護 5 | 審査中  |
| 登録時の要介護度 | 全体    | 2,671   | 29    | 47    | 340   | 515   | 620   | 612   | 508   | 0    |
|          |       | 100.0%  | 1.1%  | 1.8%  | 12.7% | 19.3% | 23.2% | 22.9% | 19.0% | 0.0% |
|          | 要支援 1 | 82      | 21    | 10    | 20    | 11    | 7     | 7     | 6     | 0    |
|          |       | 100.0%  | 25.6% | 12.2% | 24.4% | 13.4% | 8.5%  | 8.5%  | 7.3%  | 0.0% |
|          | 要支援 2 | 132     | 3     | 30    | 35    | 35    | 13    | 9     | 7     | 0    |
|          |       | 100.0%  | 2.3%  | 22.7% | 26.5% | 26.5% | 9.8%  | 6.8%  | 5.3%  | 0.0% |
|          | 要介護 1 | 655     | 3     | 5     | 252   | 134   | 126   | 86    | 49    | 0    |
|          |       | 100.0%  | 0.5%  | 0.8%  | 38.5% | 20.5% | 19.2% | 13.1% | 7.5%  | 0.0% |
|          | 要介護 2 | 644     | 1     | 0     | 20    | 278   | 141   | 124   | 80    | 0    |
|          |       | 100.0%  | 0.2%  | 0.0%  | 3.1%  | 43.2% | 21.9% | 19.3% | 12.4% | 0.0% |
|          | 要介護 3 | 557     | 1     | 1     | 9     | 41    | 226   | 112   | 107   | 0    |
|          |       | 100.0%  | 0.2%  | 0.2%  | 1.6%  | 7.4%  | 51.2% | 20.1% | 19.2% | 0.0% |
|          | 要介護 4 | 400     | 0     | 1     | 2     | 12    | 40    | 251   | 94    | 0    |
|          |       | 100.0%  | 0.0%  | 0.3%  | 0.5%  | 3.0%  | 10.0% | 62.5% | 23.5% | 0.0% |
|          | 要介護 5 | 197     | 0     | 0     | 1     | 3     | 7     | 22    | 164   | 0    |
|          |       | 100.0%  | 0.0%  | 0.0%  | 0.5%  | 1.5%  | 3.6%  | 11.2% | 83.2% | 0.0% |
|          | 審査中   | 4       | 0     | 0     | 1     | 1     | 0     | 1     | 1     | 0    |
|          |       | 100.0%  | 0.0%  | 0.0%  | 25.0% | 25.0% | 0.0%  | 25.0% | 25.0% | 0.0% |

一方、役割発揮の場がない場合、登録時よりも軽度になる割合(改善割合)

要介護3で9.4%(昨年9.1%)

要介護4で13.8%(同16.6%)

要介護5で16.8%(同20.7%)

役割発揮の場がある方が要介護度が軽度に向かう割合が高くなっている。